令和3年9月定例会 総務政策常任委員会会議録 令和3年9月16日 · 21日

場 所 第2委員会室

令和3年9月16日(木曜日)

午前9時58分開会

会議に付託された議案等

- ○議案第1号 令和3年度宮崎県一般会計補正 予算(第13号)
- ○議案第4号 宮崎県行政手続等における情報 通信の技術の利用に関する条例 の一部を改正する条例
- ○議案第5号 宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- ○議案第6号 宮崎県個人情報保護条例の一部 を改正する条例
- ○議案第7号 宮崎県防災対策推進条例の一部 を改正する条例
- ○議案第10号 工事請負契約の締結について
- ○報告第11号 事業契約の締結について
- ○議案第13号 財産の処分について
- ○議案第26号 令和3年度宮崎県一般会計補正 予算(第14号)

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて
- ・県が出資している法人等の経営状況について 公益財団法人宮崎県立芸術劇場 公益財団法人宮崎県私学振興会
- ・宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った 主な施策 (令和2年度) について
- ○請願第9号 夫婦・親子同氏を維持し、旧姓 の通称使用の拡充を求める意見 書提出についての請願

○その他報告事項

- ・PCR検査体制の強化について
- ・ 令和 2 年度取組に係る政策評価結果について
- ・宮崎県ホームページのリニューアルについて
- ・宮崎カーフェリー株式会社について
- ・宮崎県過疎地域持続的発展計画(案)について
- フードビジネスの推進について
- ・第4次みやざき男女共同参画プランの策定(骨 子案) について
- ・宮崎県人権尊重の社会づくり条例(仮称)の 骨子(案)について
- ・ 令和 2 年度内部統制評価報告書について
- ・宮崎県東京ビルの再整備事業について
- ・F-35Bの航空自衛隊新田原基地への配備に ついて

○閉会中の継続調査について

出席委員(8人)

委	員		長	西	村		賢
副	委	員	長	安	田	厚	生
委			員	星	原		透
委			員	中	野	_	則
委			員	外	Щ		衛
委			員	田	口	雄	\equiv
委			員	井	上	紀仁	七子
委			員	図	師	博	規

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長政策調整監総合政策部次長(政策推進担当)

 松 浦 直 康

 渡 辺 善 敬

内 野 浩一朗

総合政策部次長 矢 野 慶 子 (県民生活・文化祭担当) 総合政策課長 東 大 収 広域連携推進室長 高 妻 克 明 秘書広報課長 平 山 文 春 広報戦略室長 史 郎 佐々木 統計調査課長 袁 浩 小 孝 総合交通課長 髙 橋 智 彦 中山間·地域政策課長 端 |||輝 治 產業政策課長 甲 斐 慎一郎 生活 · 協働 · Щ 崎 博 信 男女参画課長 越 交通·地域安全対策監 Ш 直 海 みやざき文化振興課長 河 野 龍 彦 国民文化祭 • 修 坂 元 障害者芸術文化祭課長 人権同和対策課長 藤 英 後 情報政策課長 戸 髙 広 信 国民スポーツ 井 上 大 輔 大会準備課長

総務部

総務 吉 村 久 人 部 長 危機管理統括監 光 男 小 田 総務部次長 亮 介 棧 (総務・市町村担当) 総務部次長 渡久山 武 志 (財務担当) 危機管理局長 髙 \mathbf{H} 正 勝 兼危機管理課長 総 務 課 長 佐藤 彰 宣 事 人 課 長 長谷川 武 行政改革推進室長 邉 世津子 渡 財 渉 政 課 長 石 \mathbf{H} 財産総合管理課長 鹿 島 寬 俊 税 務 課 満 留 芳 文 長 市町村課長 Ш 畑 敏 彦

総務事務センター課長 新 立 賀津雄 消 防 保 安 課 長 佐 藤 勝 重

事務局職員出席者

 議事課主査
 増本雄一

 議事課主事
 山本

○西村委員長 ただいまから総務政策常任委員 会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程であります。委員 会日程(案)につきましては、お手元に配付の とおりでありますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、議案等についての説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いします。

〇松浦総合政策部長 おはようございます。総 合政策部でございます。どうぞよろしくお願い いたします。

初めに、国文祭・芸文祭についてでございま す。

7月3日の開会式から70日余りが経過しております。この間、3回目となります県独自の緊急事態宣言の発令、そして、まん延防止等重点措置の指定がございました。8月以降の大会プログラムにつきまして、オンラインにより実施したもの、屋外イベントを屋内イベントに振り替えるなどの見直しを図ったもの、それから、やむを得ず中止となったものなど様々な変更が生じております。

大会プログラムの実施に当たりましては、収容人数の制限、基本的な感染症対策の徹底、それから、県境往来者PCR検査支援事業の利用

など、感染症対策を講じております。

残り1か月となりました。引き続き、感染症 対策に万全を期しながら、職員一同全力で取り 組みますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、お手元の常任委員会資料で御説明 させていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、目次を御覧 ください。

まず、ローマ数字のI、予算議案であります。 令和3年度9月補正予算案、議案第1号関係 であります。

これにつきましては、次の1ページを御覧ください。

繰越明許費補正の追加をお願いするものであります。表にありますとおり、県有スポーツ施設整備事業につきまして、1億4,300万円の繰越しをお願いするものであります。理由でありますが、陸上競技場の整備工法について、検討等に日時を要したことによるものであります。

予算議案については、以上であります。 前のページの目次にお戻りください。

ローマ数字のⅡ、特別議案でありますが、4 件ございます。

まず、議案第4号「宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について」であります。これは、食品等取扱条例の廃止等に伴いまして、オンライン化の適用除外となる手続の変更等を行うものであります。

次に、議案第5号「宮崎県行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に関 する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人 情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 について」であります。これは、法律の改正に 伴い、関係規定の改正を行うものであります。 次に、議案第10号「工事請負契約の締結について」であります。これは、新宮崎県体育館建設主体工事の請負契約の締結についてお諮りをするものであります。

次に、議案第11号「事業契約の締結について」であります。これは、県プール整備運営事業に係る契約の締結についてお諮りするものであります。

続きまして、ローマ数字のⅢ、報告事項につきましては、3件ございます。

まず、損害賠償額を定めたことについてでありますが、これは、県有車両による交通事故に係る損害賠償について報告させていただくものであります。

次に、県が出資している法人等の経営状況についてであります。これは、総合政策部所管の公益財団法人宮崎県立芸術劇場及び公益財団法人宮崎県私学振興会の2つの法人について報告するものであります。

次に、宮崎県中山間地域振興計画に基づいて 行った主な施策についてであります。これは、 宮崎県中山間地域振興条例第7条第2項に基づ き、令和2年度に実施をした主な施策について 報告するものであります。

その次でありますが、ローマ数字の \mathbb{N} 、その他報告事項につきまして、 \mathbb{P} C R 検査体制の強化についてを含め8件について報告・説明をさせていただきます。

それぞれの詳細につきましては、後ほど担当 課長から御説明をさせていただきます。

私からは以上であります。どうぞよろしくお 願いをいたします。

○戸高情報政策課長 特別議案について説明させていただきます。

委員会資料の2ページをお開きください。

議案第4号「宮崎県行政手続における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する 条例」であります。

2の改正の内容のところにありますように、 この条例は、他の条例・規則に基づき、県の手 続について、書面に加えメール等のオンライン による処理も可能とするために定めているもの でありますが、許可証や免許証の交付など、そ の性質からオンライン化になじまないものを適 用除外として別表に定めているものであります。

今回、この別表に定める条例の改廃等がありましたので、関係規定の改正を行うものであります。主なものとして、食品等取扱条例が食品衛生法の改正に伴い廃止されたため、当該条例を定めている部分を削除するとともに、その他、条例の名称変更など所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日は公布の日からとしておりま す。

議案第4号の説明は以上であります。

議案第5号「宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」であります。

続きまして、右の3ページを御覧ください。

新旧対照表で示している関係で分量的に多いように見えますが、内容で申し上げますと、上位法であります、いわゆる番号法の一部改正に伴い、条例で引用している条文にずれが生じたことから、これに対応するための改正を行うものであります。

こちらにつきましても、施行期日は公布の日 からとしております。

情報政策課の説明は以上であります。

〇井上国民スポーツ大会準備課長 国民スポー ツ大会準備課の特別議案について御説明いたし ます。

常任委員会資料の4ページをお開きください。 議案第10号「工事請負契約の締結について」 であります。

これは、新宮崎県体育館建設主体工事の請負 契約について、議会の議決に付すべき契約に関 する条例第2条の規定により、県議会の議決を お願いするものであります。

まず、1、工事請負契約の概要であります。

工事名称は新宮崎県体育館建設主体工事、契約の金額は62億4,800万円、契約の相手方は清水・都北・内山特定建設工事共同企業体、工期は契約発効の日から令和7年9月30日までであります。

次に、2、新宮崎県体育館の概要であります。

建設場所は延岡市大貫町、敷地面積は2 万3,043平方メートル、延べ面積は1万2,998平 方メートル、階数は地上2階、構造種別は鉄筋 コンクリート造、一部木造一部鉄骨造、施設概 要はメインアリーナ、サブアリーナ、多目的室、 トレーニング室等であります。

続きまして、資料の5ページを御覧ください。 議案第11号「事業契約の締結について」であ ります。

これは、県プール整備運営事業の事業契約について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、 県議会の議決をお願いするものであります。

まず、1、事業契約の概要であります。

事業名称は県プール整備運営事業、契約の金額は、155億9,440万8,800円に契約に基づき金利変動、物価変動等を改定事由として算定した増減額並びに当該増減額に係る消費税及び地方消

費税相当額を加算した額であります。これは、本事業が入札から事業完了まで約19年間と長期間にわたるため、その間に生じ得る金利や物価等の変動リスク分担をあらかじめ契約により定めるものであります。

契約の相手方はひなたメドレー株式会社、事業期間は契約発効の日から令和22年3月31日までであります。

次に、2、県プール整備運営事業の概要であります。

建設場所は宮崎市錦本町、敷地面積は3 万1,867平方メートル、延べ面積は1万3,437平 方メートル、階数は地上2階、構造種別は鉄筋 コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造、 一部鉄骨造、施設概要は50メートルプール、25 メートルプール、トレーニング室、多目的スタ ジオ、クライミングウォール、駐車場等、整備 手法はPFI手法のBTO方式、事業期間の内 訳は記載のとおりであります。

説明は以上であります。

- ○西村委員長 執行部の説明が終わりました。議案等についての質問はございませんか。
- 〇田口委員 延岡市に造る体育館、契約の相手 方が清水・都北・内山特定建設工事共同企業体 ということで、清水というのは、多分、清水建 設だと思うのですが、都北と内山というのはど この会社なのか、所在地を教えてください。
- 〇井上国民スポーツ大会準備課長 都北が都城 市で、内山が日向市の建設会社でございます。
- **〇田口委員** それだけ分かればいいです。
- ○西村委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 次に、報告事項に関する説明を 求めます。なお、委員の質問は、執行部の説明 が終了した後にお願いをいたします。 〇山崎生活・協働・男女参画課長 常任委員会 資料の6ページをお願いします。

損害賠償額を定めたことにつきまして、生活 ・協働・男女参画課分を御報告いたします。

この事案は、県有車両による交通事故の損害 賠償であります。

具体的な事故内容ですが、本年3月10日に、 宮崎市江平の県消費生活センター駐車場におき まして、職員が駐車し右後方ドアを開けた際に、 突風にあおられたドアが隣の車両に接触したこ とによりまして、相手車両を損傷させたもので あります。

主な事故原因は職員の安全確認不足によるものであり、記載にあります損害賠償額13万7,700円につきまして、全額を県が加入している保険により支払っております。

交通事故の防止につきましては、日頃から様々な機会を通じまして職員に注意を喚起しているところでありますが、再発防止に向け、より一層指導を徹底してまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○河野みやざき文化振興課長 それでは、地方 自治法及び条例に基づきまして、県が出資して いる法人等の経営状況について御報告いたしま す。

お手元の冊子、令和3年9月県議会定例会提出報告書(県が出資している法人等の経営状況について)の13ページをお開きいただきたいと思います。

まず、公益財団法人宮崎県立芸術劇場につい てであります。

初めに令和2年度の事業報告書でありますが、 1の事業概要、当法人は、県立芸術劇場が県民 の文化芸術活動の拠点として、昨年度は新型コ ロナウイルスの感染拡大の影響を受けながらも、 その役割を果たしていくよう、舞台芸術を中心 とした多様な文化事業を企画・実施しますとと もに、県民の文化芸術活動に積極的に活用され るよう管理運営に努めたところであります。

2の事業実績でありますが、まず(1)の県立芸術劇場の指定管理業務、施設の供用、維持管理につきましては、事業費は1億3,132万2,000円となっており、貸館業務——これは練習室の利用を含みますけれども——につきましては、入場者数は10万3,558人の利用となったところであります。

なお、一昨年度と比較をいたしますと、新型 コロナの影響で半分以下にとどまったところで ございます。

次に(2)、上記の(1)以外の業務、文化事業関係でありますが、事業費は3億2,286万8,000円となっておりまして、①の宮崎国際音楽祭につきましては、昨年度は中止となりまして、その代替として、秋に特別公演オータム・クラシックを開催をしたところであります。3つの公演を実施しまして、入場者数は2,128人でありますが、このほか、オンラインで子どものための音楽会を小学校向けに配信をしたところであります。

そのほか、②一般の公演事業や、③当法人が独自に企画・実施します自主企画制作公演事業、次のページにまいりまして、④の舞台芸術の入門的講座などを実施をします教育普及事業、⑤劇場から県内に出かけていきまして公演等を行います芸術文化発信事業をそれぞれ御覧のような形で、感染防止対策を施しながら実施をしたところであります。

15ページ以降は財務諸表になりますけれども、 説明が重複いたしますので、141ページの出資法 人等経営評価報告書で御説明を申し上げます。

まず、一番上の概要の枠の中ほど、総出資額は2億2,579万7,000円で、全額、県の出資となっております。

その下の枠、県関与の状況でありますが、人的支援、右側の令和3年度の合計の欄、役員数9人のうち、県退職者は2名、うち非常勤が1名であります。それから、合計の一番下の職員数27人のうち、県からの派遣職員は1人、県退職者は2人となっております。

そのすぐ下、財政支出等につきましては、令和2年度は県委託料5億1,031万7,000円となっております。その内容でありますが、さらにその下の欄、主な県財政支出の内容にありますが、①から③までが、右側の種別にありますように指定管理料でありまして、①は県立芸術劇場管理運営のための事業——これは人件費を含むものでありますが——令和2年度は3億2,439万9,000円、②の音楽祭の開催準備事業が1億17万8,000円、③の県民文化振興事業——これは一般の舞台芸術などでありますが——5,445万3,000円となっております。

そのほか、国文祭・芸文祭関係の事業を受託 して実施しましたほか、施設設備の修繕等を行っ ております。

一番下の活動指標でありますが、①の劇場稼働率は、目標値の77%に対しまして、新型コロナの影響もあって、実績値は44.2%、達成率は57.4%にとどまったところであります。

②の主催公演の入場者率でありますが、目標値の70%に対しまして実績値は71.8%で、目標値は超えております。これは、販売座席数を50%から70%に制限をしたためでありますが、もともとある座席数をベースにすれば、実績値は35%程度ということになります。

次に、友の会の会員数でありますが、目標値の1,500人に対しまして、やはりコロナ禍の中で、昨年度末の時点では995人、達成率は66.3%となっておりますが、現在は1,300人近くまで回復してる状況でございます。

142ページをお開きください。

財務状況であります。

初めに、左側の正味財産増減計算書の令和2 年度の列を御覧ください。

経常収益は6億1,487万3,000円、その下の経常費用は5億8,020万8,000円で、当期経常増減額がそのまま4つ下の当期一般正味財産増減額となりますが、これが3,466万5,000円となっております。

この主なものは本年の宮崎国際音楽祭の準備 経費でありまして、当初、本年春の開催に向け て年度内に準備を行う予定だったものが、今回、 国文祭・芸文祭の期間中の本年夏に開催をされ ることになったため、昨年度内の執行が不要と なったことが主な理由でございます。

なお、指定管理者制度では年度ごとの精算を 行わないことになっており、別途、県と劇場で 協議書を交わしまして、本年夏に延びた音楽祭 の準備経費にしっかりと充ててもらうこととし たところであります。

この結果、その2つ下の一般正味財産期末残 高は2億4,478万8,000円となり、その下の当期 指定正味財産増減額は5万円の増で、指定正味 財産期末残高は2億3,963万3,000円、この結果、 一番下の正味財産期末残高は、一般正味財産期 末残高と指定正味財産期末残高を合わせまして、 4億8,442万1,000円となったところであります。 続きまして、右側の貸借対照表の令和2年度 の列を御覧ください。

資産は5億9,115万1,000円、3つ下の負債は

1億673万円であり、この結果、その3つ下の正 味財産は、先ほどの期末残高と同じ、4億8,442 万1,000円となります。

次に、その下の財務指標でありますが、まず、 ①の管理費比率は、新型コロナの影響で事業が 思うように実施できなかったため、目標値の51 %に対しまして、これは低いほうがよいのです が、実績値は65%、達成度は72.5%にとどまっ たところであります。

②の入場料収入比率も、目標値の36%に対して、実績値は14.3%にとどまり、達成度は39.7%となったところであります。

次に、総合評価の欄の右側、県の評価であります。

新型コロナの影響によって、厳しい経営環境の下での管理運営となり、活動内容につきましては、劇場稼働率や友の会会員数は目標値に大きく及びませんでしたが、主催公演の入場者率は目標値を上回りました。これは、先ほど申しましたとおり、あくまで座席販売数というものを50%~70%にしたことによるものでありますが、そうすることによって来場者の不安の軽減にもつながりまして、コロナ禍にあっても文化芸術に親しみたい、あるいは文化芸術で元気を取り戻したいと、そういう県民の皆さんのニーズに応えることができたものではないかと認められます。

財務内容につきましては、事業規模の縮小に 伴い管理費比率が高まりますとともに、入場料 収入も大きく減少しました。コロナ禍であるこ とを考慮するとやむを得ない面もありますが、 収支バランスを保ちながら、公益性の高い事業 を実施していく必要があると考えます。

組織運営につきましては問題なく行われておりまして、その下の評価につきましては、活動

内容はB、ただ、財務内容につきましては、財務指標が2つとも目標値を下回るなど必ずしも 良好とは言えませんのでC、組織運営につきま してはAとしたところであります。

続きまして、令和3年度の事業計画について 御説明をいたします。

恐れ入りますが、18ページにお戻りください。

1の基本方針につきましては、依然、コロナの状況が続いておりますが、今後も舞台芸術を中心とした多様な文化事業を企画・実施しますとともに、県民が積極的に創作あるいは発表の場として活用できるよう、管理運営を行うこととしております。

2の事業計画の指定管理業務(施設の供用及び維持管理)につきましては、事業費は1億4,461万7,000円、(2)のそれ以外の文化関係事業につきましては4億4,114万3,000円となっております。

内容につきましては、19ページを含めて、御覧のような形になっております。御案内のとおり、第26回宮崎国際音楽祭につきましては、本年7月31日から8月15日の間、感染防止対策を講じながら、国文祭・芸文祭のフォーカスプログラムの一つとして開催できたところであります。

次に、20ページ、収支予算書でありますが、まず、一般正味財産増減の部の経常増減の部でありますが、(1)の経常収益につきましては、県からの指定管理料や事業収益などにより、計にありますように7億1,839万6,000円、(2)の経常費用につきましては、人件費や事業費などで、計にありますように7億2,839万6,000円としております。

これらの合計となる、その下の当期経常増減額はマイナス1,000万円でありますが、その下に

ありますように、当法人が有します文化事業基 金を取り崩しまして充てることとしております。

一番下ですが、正味財産期末残高は4億7,442 万1,204円となる見込みです。

公益財団法人宮崎県立芸術劇場の説明は以上 であります。

続きまして、139ページをお開きください。

公益財団法人宮崎県私学振興会の経営状況で あります。

総出資額は4億2,583万8,000円、このうち県 出資額は1億9,675万5,000円で、県出資比率 は46.2%であります。

この私学振興会は、設立目的にありますように、県内の私立学校が相互に連携・協調して、 私立学校教育の充実及び振興を図るための事業 を行い、本県教育文化の高揚に資するというこ とにしております。

次に、県関与の状況でありますが、まず人的 支援につきましては、右側の令和3年度の合計 の欄、役員数11人のうち、県職員は非常勤が1 名、県退職者が1名、また職員数は5名でして、 そのうち県退職者は1人となっております。

次に、その下の財政支出等ですが、令和2年 度、県補助金が7,894万2,000円となっておりま す。

内訳としましては、下の欄にありますとおり、 ①私立学校教育研修補助金、これは私立学校の 設置者及び教職員の資質向上を図る研修事業に 対して補助をするものでありますが、令和2年 度は新型コロナの影響で実績が伸びておりませ んが、109万5,000円となっております。

また、②私立学校退職金基金事業補助金は、 私立学校教職員等の退職手当資金の基金造成に 対して補助をするもので、7,784万7,000円となっ ております。 その下の実施事業でありますけれども、①の教育研修事業及び③の退職手当資金給付事業は今御説明をしたとおりでありますが、②の魅力ある学校づくり事業は、例えば私立学校の外国人講師の招致や教育設備の購入費に対して助成を行っておるものであります。また、④の事務受託事業は、例えば私立学校でも中学校・高校の協会で横の連携を図る、幼稚園は幼稚園で横の連携を図る、そういう横の連携を図る個別の団体の事務を受託しているものであります。

その下の活動指標につきましては、広く一般ではなく、私立学校が対象となりますので限定的となりますが、①の研修参加者満足度は、研修の参加者のアンケートによる平均満足度が目標値95ポイントに対して実績値96.1ポイント、②の魅力ある学校づくり助成利用件数は、目標値12件に対して実績値18件で、目標値を超えております。

次に、140ページをお開きください。

財務状況でありますが、左側の正味財産増減計算書の令和2年度の列でありますが、経常収益は6億1,640万3,000円、これは私立学校教職員の退職金のための学校法人からの負担金というのが主なものであります。

その下の経常費用 6 億1,596万1,000円でありまして、これは退職金の支出が主なものであります。

当期経常増減額は44万2,000円となります。

経常外の収益・費用はございませんので、下から5つ目、一般正味財産期末残高は2,148万5,000円となります。

また、下から2つ目の指定正味財産期末残高 は総出資額の4億2,583万8,000円であり、一番 下の正味財産期末残高は、合わせまして4 億4,732万3,000円となります。 次に、右側の貸借対照表の令和2年度を御覧 ください。

一番上の資産は58億4,371万2,000円、これは、 主なものは退職金の基金になります。

負債は53億9,638万9,000円であり、その3つ下の正味財産は4億4,732万3,000円となっております。

次に、その下の財務指標がございますが、① の自己収入比率は、目標値10%に対して実績値 が11.3%、②の管理費額は、目標値が3,300万円 に対して実績値は2,977万4,000円で、目標値超 えております。

最後に、総合評価の右側の県の評価についてであります。当法人は、私立学校の相互の連携を図って、教育の充実を図るために、課題や情報を学校間で共有するのを支援をしながら、研修事業におきましては参加者の高い評価を得ており、また助成事業においてもニーズに即した支援を行うなど、活動内容は高く評価できるものとなっております。財務面でも一定の評価ができ、組織運営についても良好と認められますので、評価につきましては、活動内容はA、財務内容はB、組織運営はAとしたところであります。

私からの説明は以上であります。

〇川端中山間・地域政策課長 中山間・地域政 策課でございます。

別冊資料としてお配りしております令和3年度9月県議会定例会提出報告書(宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った主な施策(令和2年度)について)の1ページをお願いいたします。

令和元年6月に改定しました現中山間地域振興計画は、令和元年度から令和4年度までの4年間を計画期間として、中段にあります、「ひ

と」、「くらし」(宮崎ひなた生活圏づくり)、「なりわい」の3つの施策の柱を中心に取り組んでるところでございます。

2ページ以降に具体的な取組等を記載しておりますが、主な内容につきましては、委員会資料を用いて御説明させていただきます。

委員会資料に戻っていただきまして、7ページをお開きください。

まず、中ほどの、計画の目指す将来像ですが、 人口減少下においても、将来にわたって安心し て住み続けられるよう、「ひと」「くらし」「な りわい」の維持・確保に取り組みながら、創意 工夫により地域が一体となって、長年にわたっ て築いてきた固有の文化や歴史を引き継いでい ける中山間地域としております。

次に、下段の地図を御覧ください。

県の中山間地域振興条例で指定されている、 中山間地域の範囲を示したものであります。緑 色の部分が過疎法などの地域振興関係5法の指 定地域、紫色の部分が農林業センサス等で地域 農業類型が山間部または中間部と分類されてる 地域を指し、色のついた部分が本県の中山間地 域となっております。

なお、市町村名が朱書きのものにつきましては、その全域が中山間地域となってる市町村を指しておりまして、18市町村ございます。

お開きいただいて、8ページを御覧ください。 3つの重点施策ごとに主な実施施策と目標指標の達成状況を記載しております。

初めに、(1)の「ひと」についてであります。 1つ目の丸、戦略的な移住・定住の促進としまして、全国4か所のひなた暮らしUIJターンセンターにおける相談対応のほか、ホームページやSNSでの情報発信、市町村が行います

空き家の利活用等への支援に取り組んでまいり

ました。

2つ目の丸、子育で支援等の充実としまして、 未来みやざき子育で県民運動の推進による機運 の醸成や地域の子育で支援体制の強化、安心し て出産・子育でができる環境の整備等に取り組 んだところであります。

3つ目の丸、教育環境の整備等としまして、 地区生徒寮の運営やへき地育英資金の貸与等を 行ったところであります。

4つ目の丸、ふるさとへの愛着、県内で働く 魅力の発信としまして、県総合博物館等におけ る出前講座や体験活動等を通じて、子供たちの ふるさとへの誇りや愛着を育む取組を行うとと もに、若者の県内定着を促進するため、県内企 業紹介冊子のリニューアル等に取り組んだとこ ろであります。

5つ目の丸、外部人財の活力の取り込みとしまして、中山間盛り上げ隊による集落支援を通じた交流等により、集落機能の維持・活性化に取り組むとともに、地域政策アドバイザーを派遣し、地域資源の掘り起こしや磨き上げ、地域活性化を図る取組を行ったところであります。

関連する目標指標の達成状況は下段の表のとおりでございますが、設定エリアの欄にローマ数字でIと記載のあるものは、条例上の中山間地域に該当する地域における実績、IIと記載のあるものは、その中でも現在の市町村全域が中山間地域となっている18の市町村の実績、IIIと記載のあるものは、県内全域の実績をまとめたものとなっております。

次に、9ページに移っていただきまして、(2)「くらし」(宮崎ひなた生活圏づくり)についてであります。

1つ目の丸、多様な主体の参画・住民との協働としまして、地域住民が主体となった取組を

促進するため、ひなたまちづくり応援シートを 活用した地域ワークショップを開催するととも に、地域住民が実施する地域課題解決に資する 取組に対して支援を行ったところであります。

2つ目の丸、生活を支える機能の維持と連結 としまして、他団体の参考となる取組を宮崎ひ なた生活圏づくり通信としてまとめ、情報発信 を行うとともに、市町村に対し、活用できる各 種事業について情報提供を行ったところであり ます。

3つ目の丸、医療・介護の確保と地域で支え合う仕組みづくりとしまして、へき地診療所の出張診療等やドクターへリの運航による医療提供体制の維持のほか、介護人材の確保に向けた取組を行ったところであります。

4つ目の丸、地域公共交通の確保としまして、 広域的・幹線的バス路線を維持するため、市町 村やバス事業者に対して補助を行ったところで あります。

5つ目の丸、防災・減災のための体制づくり としまして、防災士の資格取得促進や自主防災 組織への補助などにより、地域防災の中核とな る人材の育成・確保を行ったところであります。

下段の、関連する目標指標の達成状況は記載のとおりでありますが、新たに生活支援サービスに取り組む地域運営組織等の数と、県管理河川における洪水浸水想定区域の指定区域数については、計画期間の途中ではありますが、目標値を達成してるところでございます。

ページをめくっていただきまして、最後に、 (3)「なりわい」についてであります。

1つ目の丸、担い手の確保としまして、就業 希望者に対する相談会等の開催、みやざき林業 大学校等における就業に向けた研修等によって 担い手の確保を行ったほか、計画的な事業承継 の準備を促す事業承継診断等の支援を行ったと ころであります。

2つ目の丸、時代に合った経営形態の創出と しまして、中山間地域の農業を守る集落営農組 織の育成のため、集落営農組織協議会への活動 支援や共同作業に必要となる資機材導入の支援 等を行ったところであります。

3つ目の丸、地域資源を生かした稼ぐ力の向上としまして、研修会の開催や専門家派遣等により、農商工連携や6次産業化を推進するとともに、農泊の利用促進のための大手宿泊予約サイトへの民宿情報の掲載や、各種メディアでの情報発信を行ったところであります。

4つ目の丸、里地里山の保全としまして、伐 採後の速やかな再造林を実施し、災害に強い森 林づくりを推進するとともに、鳥獣被害対策特 命チームを中心に防護柵設置等の鳥獣被害対策 を行ったところであります。

5つ目の丸、新しい技術や手法の導入としまして、ローカル 5 G環境の設定により、教育分野では椎葉村において遠隔授業などを行ったほか、ワーケーション等の新たな仕事の提供等について実証事業を実施したところであります。

6つ目の丸、集落ぐるみのなりわい維持としまして、みやざきの神楽サポーター制度の創設による多様な主体が神楽を支える仕組みづくり等により、民俗芸能の継承意識の向上や地域住民による伝承活動を推進したところであります。

関連する目標指標の達成状況は記載のとおり となっております。

中山間地域におきましては、人口の減少に伴いまして、安全安心な暮らしの維持や担い手の不足など、様々な課題が依然として存在しております。本計画に基づき、各部局一丸となった施策の展開、県民の中山間地域への理解促進な

どを図りながら、引き続き、関係各部局や市町村と連携しまして中山間地域の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

報告事項についての説明は以上であります。

- ○西村委員長 執行部の説明が終わりました。 質疑はございませんか。
- ○図師委員 まず、県立芸術劇場の令和2年度 の事業報告の内容をお伺いしたいのですが、初 歩的な質問で申し訳ないですけれども、資料の13 ページの事業実績(1)では、県立芸術劇場の 指定管理業務で劇場の供用とか劇場の維持管理 で1億3,000万円余計上されてますが、141ペー ジの主な県の財政支出内容の①県立芸術劇場管 理運営事業では、維持管理費が3億2,400万円余 計上されているんです。同じ内容ではないと思 うのですが、この金額の違いは何なのでしょう。
- ○河野みやざき文化振興課長 まず、13ページ のほうは、公益財団法人としての実績ということで、県からの委託料や収益等も含めた全体の 事業費であります。

141ページのほうは、指定管理料でありまして、 人件費とかも含めた指定管理料として県から委 託をしておりますので、そういう違いがあると いうことでございます。

○図師委員 同じ名目だったので、その内容が 何かなと思って一応お聞きしたのですが、今の 説明で十分理解できました。

続けて16ページになるんですが、やはり今回は事業収益が1億円以上減収しているということで、基金の取崩しで何とか対応されているのかなと見ているんですが、これは今年度についてもかなり厳しい事業収入になろうかと思うんですけれども、基金の繰入れというのはどの程度まで耐え得る――どの金額までならまだこの繰入れが続けられるのか、その辺りの見通しが

あれば教えてください。

〇河野みやざき文化振興課長 16ページの正味 財産増減計算書の当年度のところ、2の経常外 増減の部の中の基金は取り崩しておりません。

事業が実施できたものも実施できなかったものもありますが、県の委託料、それから収益、そして企業協賛金なども頂いておりますので、そういった中で、結果としては基金取崩しには至らなかったということでございます。

そして、事業計画でありますが、収支予算書の20ページですが、今年は2の経常外増減の部で基金取崩収益が1,000万円上がっております。これは、文化事業基金というものがございまして、劇場におきましてはその基金を活用して、毎年ではありませんが、例えば海外のオーケストラを誘致する場合に、もう少し費用が必要だという場合に取崩しをすることになっております。

コロナ禍の中でやはり文化芸術に親しむ機会がしばらくなかったということもあって、今年度は1,000万円を取り崩して海外のオーケストラを呼ぶことにしておりました。しかし、今この時点では、それはもう中止になっております。

○図師委員 分かりました。やはり文化芸術で癒やされたり、勇気を与えられたりする方もたくさんいらっしゃるんですが、感染リスクも拡大させてしまうという、そういうところのバランスを見ながら事業を展開されるというのは、例年どおりの事業展開ではなくて、小規模化とか個別化と工夫しながら、また新規事業でそういう文化の力をどんどん発信していただければと思います。

続けて、中山間の振興計画について、8ページの外部人財の活力の取り込みのところで、中山間盛り上げ隊の派遣数が激減しているのは、

やはり新型コロナの影響によるものと受け取ってよろしいのでしょうか。

〇川端中山間・地域政策課長 委員の御指摘の とおり、昨年度は新型コロナの影響で行事自体 も中止になってますし、現地に派遣すること自 体も停止したということで、大幅に活動が減っ たところでございます。

○図師委員 地元の児湯郡でも、盛り上げ隊の 方々の活躍が非常によく映っておったもんです から。新型コロナの影響があるがゆえに地域で は人が動きにくい、だから盛り上げ隊に来てほ しいという潜在的なニーズがあろうかと思いま すので、今までにない、例えば単なる行事や祭 りのお手伝いだけではなく、新たな広報等、盛 り上げ隊の活動の場を広げていっていただけた らなと思っております。

あわせて、(3)の「なりわい」のところも少しお伺いしたいのですが、令和元年度は鳥獣被害額が少し減っていたのですが、令和2年度になるとまた大きく被害額が増えています。この原因はどこにあると分析されてますか。

〇川端中山間・地域政策課長 鳥獣被害額に関 しては年々減少していたところなんですけれど も、令和元年度については大幅に増加したとこ ろでございます。

この原因としましては、イノシシや鹿の被害

ではなく、鳥の被害――ヒヨドリとかがブドウとか果物をつついて、果樹の被害額が大きかったということで大幅に伸びたと伺っております。 〇図師委員 高鍋町では、キャベツに鳥が群がって被害も出ていると聞きます。被害の内容が分

て被害も出ていると聞きます。被害の内容が分かっていれば対策の打ちようがあると思いますので、また今年度、来年度と効果的な事業展開を期待しております。

〇井上委員 私学振興のことでお聞きしたいと

思います。

コロナ禍だけではなく、これからの子供たちにとっては教育環境の充実というのが大変重要ですが、特に公立学校については、ICTの環境というのはしっかりとそれを多用していこうというのがあるんですけれども、私学については、やっぱり経営が大きく関わってくる、例えば親の負担がどんどん増えていくことになるのではないかと予想するわけですけれども、この経営状況の中でICT環境の充実というのはすがあったのか、そこについて教えてください。 〇河野みやざき文化振興課長 ICTの整備につきましては、今、委員の御指摘のとおり、経営の判断というところがやはり大きいと思い

私立学校の場合は、公立と違って、調理や看護といった実習が中心になる学校もあって、特に高校の場合は一様にICTを必要とする状況にない場合もあります。ただし、委員がおっしゃっるように、ベースとしてICTを整備していくということは、やはり非常に重要なことでありますし、やっていく必要があると思っておりまして、実は今、整備する場合は、上限もありますけれども、2分の1の補助を県から出しております。

要望があったかどうかということに関しては、 やっぱりそのほかの部分、残りの部分について も何とかできないものかという要望はあります が、やはりそれぞれの経営者の判断で、まずは 残り2分の1というのを考えていただく必要が あるのかなと思っております。

あとは、今、私どもが私学振興会にお願いを しておりますのは、そもそもどうやってICT を使うのかと。経営判断していただくためには、 この先、ICTをどう活用していくのかというところが大事なので、先ほど研修の話をしましたけれども、設置者の方々あるいは教職員の方々によく知ってもらうような研修などをしていただいて、意識づけをお願いしてるところです。

○井上委員 この状況というのは、我が県だけではないですよね。これについては、全国的に非常に問題があると思うのですが。文部科学省との連携というか、国はどう考えているのか、この議論にぜひ参加してもらって、不公平感が出ないように。デジタル社会の中で差が出てこないように、ぜひ丁寧な対応をお願いします。

次に県立芸術劇場の関係ですが、これからコロナ禍の中でどうしていくのかという大きな問題点があると思うんです。それで、世界的な音楽家の方たちを呼び寄せるということだけが国際音楽祭のテーマになるのかどうか、ちょっと私も分からないところがあるんですけれども、今日本の中でも注目すべきは、ストリートピアノですよね。新型コロナの影響で、今、使えないようにしてあるんですけれども、宮崎市にも1台あるんです。

このストリートピアノについては、本当に天才的な音楽家の人たちが弾いてるわけです。実際に、東京都庁であったり、駅舎やデパートの真ん中であったり、いろんな場所で演奏されていて、それがユーチューブ関係で広がっていくということで、その人たちの発信力というのは強いわけです。ですから、国際音楽祭というと外国から呼ばないと駄目だというふうになるのかどうか。今後、そういう底辺の部分で非常に広がってるクラシックに対する思いみたいなのは、ちょっと一回議論もしていただくとうれしいかなと思います。

私が部屋で毎日聞いてるのはストリートピア

ノの天才的な方なんですけれども、国際的なコンクールでの賞もたくさん取ってる方で、その人が直にストリートピアノを弾いてるわけです。発信力の強さという点からいうと、本当にその人が来るとなったらすごい発信力だと思うので、そういうこともちょっと一回考えていただけないか、そういう議論をする場はないのかをお聞きしたい。

○河野みやざき文化振興課長 今の委員の御質問への直接のお答えになるかどうか分かりませんが、国際音楽祭につきましては、今回26回目──25回目は中止になりましたけれども──ずっと歴史を積み上げてまいりました。

初めはアイザック・スターン、発信力が強いというか、もう本当に世界で一番とも言っていいバイオリニストでしたけれども。そこを脈々と続けながら、今回はロシアからレーピンさんの奥さんであるバレエのザハーロワさんという方にもあって、海外はロシアからだけになったですが、お二人とも発信力はあります。特に、ザハーロワさんに関しては、ボリショイ・バレエ団の最高峰の方でして、県内のバレエ関係者の方々も、本当にまさか生きてる間に見ることができるとは思わなかったとおっしゃっていました。

おっしゃるように、トップアーティストを身 近にというところがこの音楽祭の非常にいいと ころだと思うんですが、今、音楽祭の方向性と して議論をしておりますのは、今回は先ほど言っ たバレエで、要するに音楽の枠を飛び越えて、 いろんな文化芸術とコラボしていくというのが 1つあります。その中で、今回は夏井いつきさ んという俳人の方に来ていただきまして、会場 で募集した俳句を詠み上げて、それと音楽をコ ラボさせていくという非常にユーモラスな形で ありました。

要するに、この宮崎国際音楽祭がこれから向かう方向は、これまでのトップアーティストを招いて発信をしていくというのもありますし、ほかの文化芸術の分野とコラボをしてさらに裾野を広げていくということもあります。あるいは、子どものための音楽会、これもずっと開催をしておりまして、今回も700名に来ていただきました。そうやって子供の文化芸術に対する感性の醸成に生かしていくとか、これからも宮崎ならではの音楽祭というものを模索しながら裾野を広げていき、発信力も引き続き発揮していきたいと思っております。

○井上委員 ボリショイ・バレエの方とか、その話は今議会の中で知事の答弁にもありましたのでよく聞いてて、それも一つの方法だと思いますし、地域の本当に底辺のところから上がってきてるクラシックの思いみたいなものが、もっとみんなに伝わっていくといいなと感じていますので、議論していただくようお願いしておきます。

続けて中山間地域振興のことで何点かお聞き したいのですが、9ページにある医療・介護の 確保と地域で支え合う仕組みづくりのところで、 ドクターへリの運航というのがあるんですけれ ども、やはりどこから飛ぶのかを考えないとい けないと思うんです。

今議会の中で、延岡県立病院にドクターへリがあるといいなという御意見が出ておりましたけれども、そういうことも含めて、やはりドクターへリの配置の在りようについて、医療圏をちゃんと絵に描いて図式化したりしながら、少し踏み込んで考えてみていただけないのか。そ

こをちょっとお聞きしたい。

〇川端中山間・地域政策課長 ドクターヘリの 運航拠点につきましては、当課ではなかなか判 断がつかないところがございますので、医療薬 務課、医療部門といろいろ議論をしていきたい と考えます。

○井上委員 こうあればいいと、やっぱり議論 してもらいたいんです。高規格救急車だけでは なく、ドクターカーもあり、いろんな医療的な ものがあるわけですよね。中山間地域の医療を どう強くしていくか。宮崎県全体の医療体制は 脆弱ですという一言で、もう全部ひとくくりに されてるので、それ以上というのはないのかも しれないんですけれども。

やっぱり拠点をどこに置いて、どうするかということについては、中山間地で暮らしてる人たちのための施策を議論されてるので、総合政策部からそのことについて提起しない限り、どこが提起するのかなと思いますので、ぜひ、いろんなことを提案してあげてください。それによって福祉のほうも対応したりすると思いますし、全体の予算が動いていくのではないかなと思います。だから、縦割りか横割りか分からないけれども、そういう考え方はしないでいただきたいなと思います。

続けて「なりわい」のところで、地域資源を 生かした稼ぐ力の向上というところです。

今、コロナ禍の中にあって、稼ぐ力をどうやって向上させるのか、チャンスと言えるものはここだと思うんです。今、一番もうかってるところはどこかといったら、大手のスーパーとか、いろんなところのお取り寄せによってもうかってるわけです。全体的な経済活動の中の動きはないにしても、部分的な、それこそ一番ニーズが高いところではもうかってるわけです。

だから、そこを考えていくと、地域ごとでつくり上げているものを、どうやったらそういうニーズの中に乗せていけるのかということがとても大事なんじゃないのかなと思うんです。なぜ、私たちが県外のものばっかりお取り寄せするのか、県内のものをお取り寄せして、それを楽しむということがあってもいいのではないかと思うんです。そこにどうやって力を入れていくのかということが見えてこないと、政策にはならないんじゃないかなと思うんですけれども、そこについてはいかがですか。

○川端中山間・地域政策課長 委員がおっしゃるとおり、コロナ禍にあっても、いろんなお取り寄せは非常に盛んであると伺っております。

具体的な例といいますとなかなか難しいところはあるんですが、例えば椎葉村にバターサンドをつくってらっしゃる菓te-riさんですが、ああいったところは、あの山奥にわざわざお客さんが買いに訪れたり、通販でお取り寄せされると伺っております。

中山間地域でそういった新しいなりわいが生まれて、物をつくって売っていくということが非常に大きな力になると考えておりますので、商工部門とか、産業政策課でもいろいろ取り組んでおられると思いますけれども、そういったところと連携しながら、地域のなりわいを育てていくことに力を入れてまいりたいと考えております。

〇井上委員 非常に効果のある政策にするとしたら、そういうことだと思うんです。ですから、やっぱり椎葉村で彼らのやってることはとてもいいと思う。こんな値段で売れるのというような値段だけれども、どんどん売れてますよね。やっぱりお取り寄せする人たちのニーズというのは、つくっている側の考えだけでは駄目だと

いうことだと思うんです。ですから、しっかり とその辺を商工とも連携してやっていただきた いなと思います。

続けて、集落ぐるみのなりわいの維持という 考え方です。

私は、記紀1300年の事業が大好きで、友人たちと宮崎県内のありとあらゆる神社にできる限り行こうということで、多くの神社を尋ねていきました。山奥の中にある小さな神社にも行かせていただいたわけです。コロナがもう少し落ち着いたら、また行こうと思ってるんですけれども、行ってみると、こんなところでよくこんなに丁寧に保存されてるなと思う神社もあれば、ああ、もう、ここはあと何年かで駄目になってしまうんじゃないかと思えるような神社等、いろいろあるわけです。

今、全国でも問題になってますけれども、地域の中にある神社です。この神社は、精神的な意味で、本当に地域を結ぶ一つの大きなよりどころになっていたと思うんです。ところが、それを守っていく人がいなくなっていってるという現実があるわけです。できれば、この神社の状況というのを一緒に把握していただいて、朽ちてしまうのをそのまま見送ってしまうのか、それとも、それを大事にしながら観光ルートをつくり上げていくのか、それをぜひ一回試みていただきたい。そうすると、そこに住んでる地域の人たちのドラマが生まれたり、絆が生まれたりということがもう一度起こるのではないたりということがもう一度起こるのではないなと思うわけですけれども、その辺りのことについてはどんなふうにお考えなんですか。

〇川端中山間・地域政策課長 昨年度までは記 紀1300年の事業がいろいろあって、その成果と しまして、このような神楽サポーター制度とか が生まれたところでございます。 地域の神社が大小いろいろある中で、それはもう中山間地域の伝統文化をつないできたものだと考えておりまして、地域に人が戻ってくるよりどころでもあるとも考えております。そこを大事にしていきたいということで、中山間盛り上げ隊にしても、神楽のところに応援に行くというのは非常に人気の業務であったりもします。そういった伝統文化を守っていくことが中山間地域を守ることの一つの大きな柱であると考えておりますので、引き続き、みやざき文化振興課等も含めまして、協力して取り組んでいきたいと考えております。

- **〇井上委員** ありがとうございました。
- ○西村委員長 審議の途中でありますが、ここで 5 分程度、委員会の換気を行いたいと思います。暫時休憩いたします。

午前11時9分休憩

午前11時12分再開

- ○西村委員長 それでは、委員会を再開いたします。
- ○星原委員 この中山間地域振興計画で主な施 策の説明していただいたんですけれども、いろ んな事業をやられてるのは分かるんですが、私 から見ると、我々が若い頃、もう40~50年前、 地域を守ってた人たちは誰なのかということな んです。当時はやっぱり青年団とか、今でもあ るんだけれども消防団とか、あとは女性の部分 だと婦人会とか、今住んでる人たちがそういう ところをどういうふうに動かしていくか、私は 使うべきじゃないかなと思うんだよね。

やっぱり、もう少なくはなってるけれども、 そこの中で地域の伝統、文化、いろんなものを 守ったり――我々の地域でも六月灯だとか十五 夜祭りでは相撲を取ったりとかね、子供たちか ら青年団まで地域を挙げて。その地域に合ったいろんな伝統を守っていく人たち、あるいは守っていくためにはどうするか。盛り上げ隊もいいんですけれども、地域に住んでる人たちをどう動かすかと、そういうところをもう一回振り返って地域を考えていかないと。よそから入ってきて、ただそのときだけの人はそのときだけの気持ちしか分かりませんよね。

だから、やっぱりその地域で生活してる人たちをどう動かしていったらいいのか。どういうふうにしたら、その地域が元気になっていくんだろうと、そのためには1年間を通じて時期時期に合ったものを動かしながら、そこに出番をつくってやったり、いろんなことを考えていかないと、本当に5年後、10年後も地域は守れるのかなと。

そういうのが1点と、今、我々の地域でもそうなんですけれども、空き家住宅がいっぱい出てきてますよね。そうなると、親あるいはじいちゃんたちが、出て行ったそこの子供とか孫とか、地域に生まれ育った——東京とか大阪とか都会に行ってるとしたら、こういういろんなものをやってるよ、守ってるよということで、そういう人たちの子供とか孫たちに都会から地域に帰ってしてもらうことを考えたりとかね。

今回コロナでテレワークといって、都会に住んで都会の企業に出社して仕事をしてたのが自宅におっても仕事ができるわけですから、田舎に住んでもらって月に1回とか2回とか会社には出かけていく。あとはもう地域で、田舎で仕事をしながら生活の基盤をつくらせていくとか。人口減少社会は避けられないんですから、地域を維持するための方法として何かいろいろ考えていく時期じゃないかなと。

昔だったら青年団の人たち、交流があったり、

そこで恋愛があって結婚したり、いろいろしてたと思う。だけど、まだ40~50年前は車もそう走っていなくて交流もなかったけれども、今だったら県北と県南でも交流をしたりとか、そういうこともできるでしょうし、いろんな昔あったものと今そこにある素材、そこで生活してる人たちをどう生かしたら地域が元気になっていくのかという発想を一方ではしてみては。こういうことをやられるのもいいんだけれども、もう一つ、そういう違う角度で判断の仕方とか計画の仕方を変えてもいいんじゃないかなという気がするんですが、そういう発想というのは出ないものなんですか。

○川端中山間・地域政策課長 委員の御指摘のとおり、地域を守る方──ベビーブームの世代の方が若い頃は、非常に田舎のほうも活気があったと思います。その世代がだんだんと高齢になり、後の世代、若い世代は人数が減ってきて、人口も流出しながら地域が細っていく、そういう状況が今に至ってると思います。

そういった地域を守る人をいかにして確保するかというところで、例えば美郷町南郷村の渡川地区に30代の若い方が何人かUターンしてきて、地域を盛り上げていくというような取組を始めております。何人か同世代の若い方が地域に戻ってくることで地域が活性化する、そういった実情を見ると、やはり若い方がUターンで戻ってきてくれるというのは非常に大きいんじゃないかなと思っております。そういったところで、移住施策の一環ではありますけれども、地域に若い方が戻ってくるような取組を続けていく必要があるんだろうと思っております。

また、空き家につきましては、今年の当初予 算でも空き家の対策を拡充しましたけれども、 空き家に入りたい人もいるんですが、どうして も仏壇とかがあって人に貸すまでには至らない ということで、なかなか流通に出ない。そういっ たところは、市町村のほうでも空き家を改修し て、若い世代が戻ってきたりとか移住者が入っ てこれるように取り組んでおりますので、そう いったところは県も応援して、中山間地域に人 を呼び込む施策を続けたいと思ってます。

また、ワーケーションという取組は最近全国でも拡大しておりまして、本県でも取り組もうということでやっておりますけれども、都会のIT企業に勤めている方が田舎のほうで、例えば椎葉のKaterieあたりを活用して、テレワークをしながら、都会の企業に勤めてらっしゃる方だとかが来てらっしゃると。リゾートホテルに滞在するというのも一つあるんですけれども、結構、椎葉でも需要があるというところを見ますと、中山間地域にワーケーション、テレワークの需要というのは結構あるんではないかということで考えております。

○星原委員 今、いろいろ言われたことは分かるんだけど、こういう計画を立てる、次年度に予算を組む、要するにこういう振興計画を立てる人たちが、4月から9月なら4月から9月の間に本当に市町村に行って、その集落なら集落、モデル地域に住んで、そこの人たちと何か月か生活して、集落の中にどういう課題があるのか、机上でいろいろ考えるのではなく、現地に行って、地域に住んで、そこの人たちと生活してみて、地域に住んで、そこの人たちと生活してみて、ああ、ここではこういう課題があるなと、どういうことを計画として立てればいいな、予算を組めばいいなとか、やっぱり一方ではそういうことまである程度やらないと。

日本の場合は、東京の省庁でいろんな計画を 立てて、それが県に市町村に下りていく。その 流れではなくて、本当は下の市町村の流れが県 に来て、県が国にこういう事業をやりたい、こういうふうにしないと集落は守れないと言っていかないと。国の事業が来たものだけに予算をもらって、それをやろうとするから、100%の効果は出ないと私は思うんです。今、村では、町では、市では何が欲しいのか。それぞれ住んでる地域でも違いがあると思う。

そのためには、皆さん方の中から担当が何人か、1か月でもいい、その地域で生活してみて、地域の人たちはどういう暮らしをし、どういう生き方をし、どういう形で家族を育てながらその地域を守ってきたか、やっぱりある部分では、そういうものを体験して政策を立てないと。下りてきたのに合わせて、補助金に合わせた制度で物を判断するんじゃなくて、自分たちが考えたものに補助金をつけてもらうにはどうするかということからスタートしていかないと、中山間地域を守ろう守ろうって言葉で言っても、私は守れないんじゃないかなと。やっぱり本当の意味ではそういうところまでやらないと、さき言ったように、5年後、10年後はもうないだろうなと思います。

もう一点は、やっぱり学校や教育委員会と総 合政策部の人たちがいかに連携をとるか。

小学校や中学校の時代に、田舎のよさや生活をしていくためにはどうしたらいいかとか、授業の中で地域に住んでる人を呼んででもいいし、そういうことを学校現場でも取り上げていく。そういういろんなことを、皆さん方の施策と学校とマッチングしながらの中で、将来を担う子供たちが地域に残るためにはどうするか。

我々の時代でもそうだったけれども、どっちかと言えばサラリーマンになったほうが――うちも農家だったけれども、親父たちは農業しろとは言わなかった。それはなぜかというと、やっ

ぱり家庭を守って子育てをしていくには非常に 厳しい状況で、そういう環境にあったからそう したんだろうと思うんです。

しかし、これから若い人たちが地域に残ったり、地域に帰ってきてもらうには何をしなくちゃいけないか。教育環境なのか、病院とかそういう医療環境なのか。何をすれば、都会から地域に帰ってくるのか、やっぱりもう、そういうことで発想しないと間に合わないんじゃないかなと思うんですが。

今日は中山間地域振興計画に基づいて行った 施策となってるもんだから、これはこれとして も、私はもう一歩踏み込んだ何かを考えていか ないと駄目なんじゃないかなと、今、いろいろ 説明受けたり、皆さん方の意見を聞きながらそ ういうふうに思ったところなんですけれども、 部長、どうですか。

 ○松浦総合政策部長 非常に重要な御指摘だと思います。私が次長だった頃から今もやってる 一つコロナでちょっと制限されてるんですけれども、市町村と一緒に何をどこまでやれるかというのが非常に大きなテーマになってると思っています。

ですので、それぞれの市町村の中で状況が随 分違うものですから、ある程度地域で回せてる、 維持ができているというふうなところと、なか なか厳しくなってるところ、様々な状況がある 中で、それぞれの市町村の課題は何だろうか、 何をすべきなんだろうかというふうなことを話 しながら、一遍に全てをやることは無理ですの で、例えば地域住民の人たちの中で地域をどう 回していくかというお話をしっかりやってもら う必要がある市町村もあります。そういったと ころについては市町村と話をして、いろんな人 に参加してもらってそういう話合いの場を持っ てもらい、今後人口がどういうふうに移っていくと考えられますよと、あとはどういう対策を取っていこうかという話合いをしてもらいながらということをやっていって、まず、どのような運営の仕方をするのかを考えていただくような取組をしているというものもあります。

そういう中で、例えば一番の課題が足の確保、 交通手段の確保であるというところも結構多い もんですから、公共交通がなかなか難しいよう な場所について、互助輸送といったものを少し 広げていくべきじゃなかろうかというような課 題をもらって、今、そういう取組を進めている ところであります。

そのほかに、例えば市町村によってはある程 度移住というニーズがあるけれども、部屋がな い。空き家が改修さえできれば、そういったも のがマッチングできるという意見が市町村から 出てくる場合もかなりあるもんですから、空き 家の改修等への手当を予算化したとことでござ います。

そういうところで少しずつ進んではおるんですけれども、御指摘のように、これから先、人口減というのが目に見えてますので、どういう方向性でやっていくべきなのかということは改めて市町村ともしっかり話をしていきたいと思っております。

また、教育委員会等、庁内の連携もしっかり 図ってまいりたいと思っております。

○星原委員 ぜひ、今まで見ていたものを、横 から見たり、上から見たり、角度を変えて今後 も検討していただければと思います。

あと一点だけ聞きたいんだけれども、芸術劇場の中の141ページの一番下に、友の会会員数ということで、1,500人が目標になっていて、令和2年度は995人ということなんですが、これは年

会費を取っているんですか。

○河野みやざき文化振興課長 年会費は2,000円 取っております。それによるメリットは、情報 提供等含めてチケットが割引になるという制度 になっております。

○星原委員 なぜそれを聞いたかというと、ここの予算 事業費予算とか指定管理料とかいるんなのを見たときに、確か国際音楽祭を始めて、もう20年近くになるのかな。もうそれぐらいになってますよね。それはそれでいいんですけれども、宮崎県ではそこまでやってるんなら、こういう会員がいかに増えていくか、当初から見たときの会員数が非常に少ないなと私は思うんです。

やっぱり会員だったら割引もあるでしょうし、いろんなものがあるだろうと思うんです。そういうので、まず、100万人を超えてる県民の人口の中で、ここの会員が最低でも丸1つぐらいは入るぐらい、それぐらいの人たちが文化とかそういったものに興味を示してくれたり、やってるイベントに興味を持ってもらったり。投資の割には、なかなかそういう人たちが増えてない。

決まったイベントのときはそれだけの数は 入っているんだろうと思いますが、やっぱりこ ういう会員というのがあるんなら、会員を増や していく努力をどうすればいいのか、どうやっ て増やしていくのかということで、理解をして いただく取組をやっていかないと。ここに、た だ目標1,500人と書いてありますけれども、果た して1,500人でいいのかどうか。これなんかも、 やっぱりもう少し広げていく努力が欲しいなと 思うんですが、どうなんでしょう。

○河野みやざき文化振興課長 おっしゃるとおりだと思います。この1,500人というのはずっと目標値にしておりますが、超えることもたまに

ありますけれども、なかなか目標に届かないと いう状況が続いております。

過去には、これを何とかしようということで、 例えば高校生の方々に割安で会員になってもら う取組をしたことがあり、それでしばらく増え てたことがありましたが、別に25歳以下で割引 するという制度を設けたものですから、高校生 をちょっと外して、また戻ったという状況があ ります。

これについては劇場とも話しておりまして、 うちからもお願いをしてる状況もあるんですが、 一律2,000円の会費ではなくて、少し割引が優遇 になるようなプレミアムの、例えば3,000円ぐら いの会費であるとか、あるいは逆に1,000円ぐら いで、そんなにメリットはないんだけれども薄 く広く公演が割安で見れるとか、そういう仕組 みをいろいろ試行錯誤しながら、おっしゃるよ うに、これからもこの1,500人という目標を、1 万人とか、できれば増やしていきたいとは思っ ております。頑張ります。

○星原委員 もう一点お願いしたいのは、宮崎市にあるもんですから、宮崎市の近郊の子供たち、小学生や中学生、高校生は行くかもしれない。だけど、県北や県南の離れた学校も何かのときには交代ででも招待するとか、何か知恵を絞って、宮崎県にこういったすばらしい劇場があるんだ、あるいはこういうこともやってるんだというのもやっぱり子供たちに学ばせる、そういうこともやっていいんじゃないかな。

今、コロナ禍で、修学旅行が行われず、これがいつ収束するか分かりませんが、何かイベントがあるときに、学校単位ででもそういう形でやるとか何か工夫しては。この施設にこれだけ経費をかけて、指定管理で金も出してるわけですから、こういう施設があるということを県民

に広く知らせるためには子供たちを通してが一番いいのかなと思うもんですから。そういうところも教育委員会あたりと連携を取って、何か行事を組んだり、発表会を組んだり、いろんなこともできて、施設のフル活用といったものも一方では考えていかないと。毎年、経費が何億もかかってるわけですから、やっぱりそういう工夫も考えてほしいなと。

○河野みやざき文化振興課長 委員の指摘は本 当にものすごく大事なポイントだと私も思いま す。やっぱり小さいときから感性を磨く、劇場 に触れて、質の高い音楽に触れるあるいは普段 から音楽に親しむということが大事だろうと 思っております。

先ほど、子どものための音楽会の話を申し上げましたが、学校数は忘れましたが、県内から700人来ていただきまして、コンサートホールで国際音楽祭のオーケストラの演奏と、あと「兵士の物語」という演劇も含めて見せました。そういうことが積み重なって、また劇場で音楽を聴きたいとかそういう形になっていくだろうし、あと劇場から小学校とか保育園とか県内の施設に出かけていくアウトリーチ事業をやっていますので、いろんな手法を取りながら、教育委員会とも連携しているんですけれども、そういう取組を続けて、子供たちにも知っております。

- **〇星原委員** よろしくお願いします。
- **〇西村委員長** ほかにございませんか。次に行ってよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 次に、その他報告事項に関する 説明を求めます。

委員の質疑は、執行部の説明が終了した後に お願いいたします。 ○大東総合政策課長 それでは、PCR検査体制の強化について御説明いたします。

委員会資料の11ページを御覧ください。 まず、1の目的・背景でございます。

本県におきましては、まん延防止等重点措置 及び本県独自の緊急事態宣言が延長されるなど、 いまだ厳しい感染状況が続いております。こう した中で、より幅広い感染防止対策を講じます とともに、今後の感染収束を見据えた経済活動 の環境づくりに取り組む必要があると考えてお ります。

このため、現在行っております県境往来者に対する検査を補完し、感染に不安を持つ県民の皆様などがより利用しやすい検査環境を整備することで、感染拡大と県内経済への影響を最小限に抑え、県民の安全安心を確保しようとするものであります。

次に、2の取組内容についてでございます。

民間の検査機関と連携しまして、県内に来店型の検査センターを設置するものであります。 設置場所につきましては、宮崎市内のKITE Nビルや宮崎空港などのほか、都城市、延岡市内を現在検討しております。これらの店舗におきまして、PCR検査を2,000円から3,000円程度で受けることができるというものでございます。

なお、検査の結果につきましては、本人宛て にメールで通知されます。陽性となった場合に は、改めて医療機関での受診・検査が必要とな ります。

また、この検査での陰性通知につきましては、 医師が診察した陰性証明とは異なるものという ことになります。

設置期間につきましては、9月下旬より準備 が整った店舗から順次開設いたしまして、1月 下旬までの設置を予定しておりますけれども、 今後のワクチン接種の進捗状況あるいは感染の 状況等に応じて判断をしてまいりたいと考えて おります。

利用者といたしましては、身近な方が濃厚接触者になるなど、感染に不安のある県民の方などを想定しているところでございます。

県といたしましては、各店舗の設置運営費を 支援することといたしまして、5月補正予算で お願いいたしました、県境往来者PCR検査支 援事業を活用することとしております。

一番下、3に、事業イメージ、現在、民間検査機関が実施しております事業イメージを掲載しております。利用者は事前にウェブにより申込みを行いまして、店舗に行っていただいて検体を採取・提出した後、おおむね2日程度でメールにて検査結果を受け取ることになります。なお、来店が困難な方には、郵送によるサービス提供もしているところでございます。

PCR検査事業については、以上でございます。

続きまして、12ページをお開きください。

令和2年度取組に係る政策評価の結果についてでございます。

まず、1の趣旨等でございます。

この評価は、令和元年度に策定いたしました 宮崎県総合計画のアクションプランに掲げます 5つのプログラムについて、その達成状況につ いて実施したものでございます。

2の評価方法につきましては、評価の過程は 大きく2つに分かれておりまして、まず(1) の内部評価でございますが、各プログラムごと に設定しております重点項目の指標について、 令和2年度の目安値の達成状況を点数化いたし まして、その平均点を4段階で評価をしており ます。昨年度は、新型コロナの影響によりまして評価が困難な指標が多数生じましたことから、 内部評価におきましては、コロナの影響を大き く受けた指標を除いて評価をしております。

また、(2)の外部評価ですけれども、総合計画審議会の委員の皆様方によりまして、内部評価を参考に、社会情勢による影響等も加味して評価をしていただいております。委員の皆様方の多様な知見が反映される形となっております。参考に書いておりますとおり、この評価につきましては、2回の審議会を経まして、8月18日に答申を頂いております。

次に、(3)の評価結果についてでございます。 AからDまでの4段階で評価を頂きました結果、 評価が出ているとのA評価が1プログラム、一 定の成果が出ているとのB評価が3プログラム、 策定時より改善をしているけれども、一部に成 果が上がっていない項目があるとのC評価が1 プログラムとなりまして、全体といたしまして は一定の成果が出ているとの評価を頂いたとこ ろでございます。

13ページから15ページにかけまして、プログラムごとの評価結果を掲載しております。

個別に御説明いたしますと、まず、プログラム1、人口問題対応プログラムにつきましては、移住・UIJターン促進につきましては一定の成果が認められますけれども、若年層の県外流出あるいは合計特殊出生率・出生数の維持等が厳しい状況が続いており、引き続き、社会減・自然減対策の強化が求められるとしてC評価となっております。

続きまして、14ページのプログラム2、成長 産業・経済活性化プログラムにつきましては、 成長産業の育成や農林水産業の成長産業化、交 通・物流ネットワークの整備は一定の成果が見 られますけれども、リサイクル率の向上やアフターコロナを見据えた成長促進の取組が求められるということで、B評価となっております。

次に、その下、プログラム3、観光・スポーツ・文化振興プログラムにつきましては、コロナの影響を大きく受けておりまして、成果として評価できる取組が進んでいないということで、コロナ収束を見据えた新たな誘客の取組、あるいは国文祭・芸文祭を契機とした文化力の向上を図る必要があるとして、B評価となっております。

このプログラムに係ります審議会における議論・協議におきましては、コロナによる困難な状況の中で、国文祭の先駆けプログラムの実施など可能な範囲での努力が見られたこと、あるいはコロナ収束後の迅速な回復に向けて期待を込めた評価といったような意見を頂いたところでございます。

次に、15ページのプログラム4、生涯健康・活躍社会プログラムにつきましては、医療福祉や交通事故対策などの安全安心づくりに一定の評価が認められますけれども、貧困や自殺率など、コロナにより深刻化している課題への対策が必要であるとして、B評価となっております。

その下、プログラム 5、危機管理強化プログラムにつきましては、ソフト・ハード両面からの防災・減災対策、あるいは感染症に対する対策強化等、県民が安心して暮らせる体制が整いつつあり、今後もあらゆる危機事象に対応できる体制の強化、県民の防災意識を高める必要があるとして、A評価となっております。

今回の政策評価につきましては、誘客数でありますとか入場者数といったコロナによる直接的な影響を受けた数値目標を除外した形での評価となりましたけれども、コロナの下あるいは

今後のアフターコロナにおける施策や目標をどう設定するかということを改めてしっかりと整理した上で、来年度の事業構築あるいは取組を進めてまいりたいと考えております。

○佐々木広報戦略室長 宮崎県ホームページの リニューアルにつきまして、総務政策常任委員 会資料と、別添で資料2、カラーの三つ折りの 資料を使いまして、御説明をしてまいります。

まず、総務政策常任委員会資料の16ページを 御覧ください。

1の概要でございます。

県ホームページは、平成27年1月に現在の形で運用を始めておりまして、既に6年半を経過しております。様々な改善が必要になってきていることから、今年度、リニューアル事業に取り組んでおります。

最近の利用状況といたしまして、新型コロナウイルス感染症の発生以降、アクセス数がそれ以前の約3倍以上増えておりまして、ホームページ上の情報を必要とするニーズが非常に大きくなっていますし、スマートフォン等からのアクセスが非常に増えておりまして、これが約7割程度ということで、このような状況を踏まえまして、今回のリニューアルの中では、災害や緊急情報のより迅速かつ的確な発信あるいは観光や食、移住定住などの本県の魅力の積極的な発信、さらにスマートフォンからのアクセス対応への改善といった機能充実を図ってまいりたいと考えております。

その下、(1) に書いてありますとおり、今回 の事業につきましてはこの3つの事業、(2) に 書いてありますとおり、契約額については今年 度から令和8年度までということで、御覧の金 額で契約をしているところでございます。

新しいホームページは、令和4年3月1日の

公開を予定しております。

次に、2のリニューアルを行う主な内容につきまして、具体的に御説明をします。

まず、(1)経年変化に伴い改善すべき内容ですが、①に書いてありますとおり、スマートフォン・タブレット等によるアクセスがかなり多いというところで、スマートフォン等の画面に最適化した情報の配置やデザインの変更を行ってまいります。

次に②ですけれども、情報分類・メニューの 見直しといたしまして、利用者が求める情報に 合わせた大きな分類メニュー グローバルナ ビゲーションという分類があるんですけれども 一こういったメニューの見直し、あるいはそ のメニューの下にぶら下がる各ページの階層を 適切に配置することで、情報の見つけやすさを 向上させたいと考えております。

また、(2) 重要度が高い情報の発信といたしまして、①に書いてありますとおり、非常時(災害時) の情報につきましては、最も緊急度・重要度が高いということで、トップページのところで非常時モードを新たに設けるほか、トップページ以外からも緊急時にはアクセスできるようなメニューを常時表示できるような機能を加えたいと考えております。

また、②に書いてありますとおり、観光・スポーツ・食といった本県の魅力、あるいは県の特徴的な施策を発信するためのエリアを新設いたしますほか、全体的なデザインといたしましても、宮崎県の魅力を印象づけるようなものに変えたいと考えております。

最後に、(3)になります。

その他の機能強化ということで、①SNSとの連携として、フェイスブック等の表示あるいは②にありますとおり、スマートニュースとい

うスマートフォンのアプリケーションがあるんですが、そういったスマホとの連動の機能を新たに導入することで、若年層といった幅広い層への情報発信を強化したいと考えております。

また、③ですけれども、ホームページの作成作業を行うホームページ管理システムというのがあるんですが、これも最新のものにいたしまして、担当職員の作業負担の軽減も図ってまいりたいと考えております。

それでは、別添の資料2でございますが、具体的なリニューアル後の画面のイメージ――現在検討してるものでございますけれども――これを御覧頂きたいと思います。

1 枚目が、パソコンで表示したときのホーム ページのイメージでございます。

左上、写真を掲載したようなところがありますけれども、ここには情報を検索する機能を中心に配置しております。その下に青で囲んであります緑色の帯のメニューがございますが、これがグローバルナビゲーションということで、新たに分類として、防災だとか教育・子育てといったような利用者目線のメニューへの見直しを行います。

また、上段の右側にありますとおり、緊急時には災害モードに切替えができる機能も持たせます。これも、現在、一応災害モードもできるようにはなってるんですが、より簡単に切替えができるように見直しを行います。

それと、左列、中ほどに、みやざき旬トピックスという青囲みしてるところでございますが、こういった形で県政の話題、特徴的な施策などを御紹介するコーナー、それとそのすぐ右側ですが、やはり青囲みをした県の魅力の情報を集約したようなエリア、こういったものを新たに設けて情報発信をしていきたいと思っておりま

す。

右の、みやざきの魅力発見の青囲みのすぐ下ですけれども、こういった形で、県公式SNS、フェイスブックだとかユーチューブだとか、こういったものの記事をホームページ上に埋め込むことも新たに導入したいと思っております。

一番下ですが、先ほど申し上げました、スマートニュースというアプリケーションがありますが、そういったところにも宮崎県の公式情報として連動して掲載をするといったような機能も、新たに設けたいと考えております。

2枚目を御覧頂きまして、こちらがスマート フォンでの表示のイメージでございます。

全体として小さい画面でも見やすい表示に改善いたしまして、左上にありますとおり、一番トップの部分に情報検索の機能をある程度集約することと、また右側の上のほうに書いてありますが、横向きの表、こういったものがスクロールして表示できるような形にするということ、そのスクロールの下にありますけれども、これまで対応していなかったスマートフォン上での災害モードへの切替えに対応できるような形で機能の充実を図りたいと考えております。

御説明しましたように、各種改善・改良を図ることで、引き続き、高まる利用者のニーズに応えてまいりたいと考えております。

○髙橋総合交通課長 総合交通課でございます。 当課からは、宮崎カーフェリー株式会社の状況 について御報告いたします。

常任委員会資料の17ページをお願いいたします。

まず、一番上から、1、新船建造の状況についてでございます。

新船の1隻目でございますフェリーたかちほ、 また2隻目のフェリーろっこうにつきましては、 それぞれ来年の就航に向けまして順調に建造が進んでおりまして、このうち、特に1隻目のフェリーたかちほの進水式につきましては、先日、会社から公表されたところでございますが、10月20日に実施するという形で聞いています。

次に、2の九州各航路の状況についてでございます。

この表では、各年度の4月から7月、直近4 か月間の貨物と旅客の輸送実績について記載を させていただいております。

表の中ほど、太枠の中でございますが、神戸 一宮崎航路を御覧頂ければと思います。

まず、貨物につきましては、トラック輸送体制でございますが、4か月累計が令和3年度4月から7月で2万778台でございます。昨年度からは若干回復傾向にございますものの、表の一番右の欄に記載しておりますとおり、コロナ前の令和元年度を100とした場合、令和3年度は93.3という数値となっております。

次に、旅客につきましては、輸送人数が令和3年度4月から7月で2万1,485人でございます。貨物と同様に回復傾向にはございますものの、コロナ前の令和元年度を100とした場合、令和3年度は36.2となってございまして、特に厳しい状況となっております。

他航路の状況でございますが、表の一番下、 志布志航路につきましては、コロナ前の令和元 年度を100とした場合、令和3年度は貨物が97.7、 旅客が42.5となってございまして、神戸一宮崎 航路と比べて回復が早い傾向となってございま す。

この要因といたしましては、志布志航路、こちらにつきましては、積載量など、そういったスペックは宮崎カーフェリーとほぼ同等規模なんですけれども、特に志布志航路におきまして

は平成30年に新船が就航しております。これによりまして、大幅な個室化が図られてございまして、特に新型コロナの感染拡大以降、トラックドライバー、旅客ともに個室が選ばれる傾向が強くなっているということから、この個室需要を取り込んだ結果ということと推測をしております。

次に3の会社の対応についてでございます。 記載しておりますような、特に6月常任委員 会でも御報告させていただいております貨物対 策、旅客対策を実施しておりまして、経営安定 化を図っているという状況でございます。

また、資料にはございませんが、先ほど御説明しましたフェリーたかちほ、フェリーろっこう、両方、新船では客室やドライバーズルームの大幅な個室化が図られまして、個室化率は現船の約10%から約50%という形で大幅に増加いたします。こういったことを踏まえまして、今後、新船就航を契機といたしまして、個室需要を取り込んでまいりたいと考えております。

なお、旅客対策のところの3ポツ目のところで、新船就航に向けた大型プロモーション実施という形で書かさせていただいておりますが、宮崎カーフェリーにおきましては、10月20日の進水式を皮切りといたしまして、テレビやウェブなど各種媒体を活用した大型プロモーションを県内外で展開する予定という状況でございます。

具体的な内容につきましては、今後、会社から正式に発表されることになっておりますけれども、視覚また聴覚などに訴えかけるような非常にインパクトのある内容になると聞いております。

県といたしましても、コロナ禍からの回復の ためには、特に旅客需要の回復は最重要課題で あると考えておりまして、来年の新船就航は旅 客需要を取り戻す大事な機会であると考えてお ります。

今後とも、宮崎市や神戸市など関係機関とも しっかりと連携しながら、できるだけ早いタイ ミングでの経営回復が図られるよう、しっかり と支援してまいります。

当課からの説明は以上でございます。

〇川端中山間・地域政策課長 続きまして、委員会資料の18ページをお開きください。

中山間・地域政策課からは、宮崎県過疎地域 持続的発展計画(案)について御説明いたしま す。

まず、1の(1)計画策定の趣旨でございますが、6月の常任委員会でも御報告いたしましたとおり、本年4月に新しい過疎法が施行されましたことから、同法の規定により、本件の過疎対策の指針となる宮崎県過疎地域持続的発展方針を策定したところ、本年8月16日付で国からの協議同意が得られたところでございます。

この県の方針に基づきまして、宮崎県過疎地域持続的発展計画を策定し、県の過疎対策関連事業を施策分野ごとに整理の上、今後5年間の過疎対策を計画的に進めていくこととしております。

次に、(2)の策定状況でございますが、県計 画は常任委員会で御報告の後、庁内での決裁を 経まして、国に提出する予定としております。

なお、各市町村の過疎計画については、8月中に県方針の協議同意が得られましたことから、 それぞれの市町村で計画案の作成が進められて おりまして、各市町村議会の9月定例会に提出 される見込みでございます。

次に、2の県計画の概要でございます。

(1) の期間につきましては、新過疎法の期

間10年間の前半、令和3年度から7年度までの5か年間でございます。

(2)の対象地域は、過疎地域に指定されました市町村16団体と、経過措置の対象となります木城町の計17団体になります。

最後に、(3)の計画の構成でございますが、 新過疎法の定めにより、県方針に基づいた構成 としており、①では、基本的な事項として過疎 対策の基本方針等を示した上で、②以降、11の 分野別に具体的な過疎対策関連事業や整備箇所 等を整理しております。

下線部が、昨今の社会情勢等を踏まえ、新過 疎法により新設または分離・独立された施策分 野の項目となっております。

なお、計画本体に係る細かい御説明は差し控 えさせていただきますが、詳細は別冊の資料3 を御覧頂きますようお願いいたします。

私からの説明は以上であります。

○西村委員長 執行部の説明の途中ではございますが、ここで休憩を取りたいと思います。1 時10分に再開したいと思います。よろしくお願いします。

暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時7分再開

- ○西村委員長 では、少し早いですが、再開したいと思います。
- 〇甲斐産業政策課長 産業政策課です。

常任委員会資料19ページをお開きください。 フードビジネスの推進について御報告いたし ます。

1のフードビジネスの推進につきまして、

(1)の概要ですが、県では本格的な人口減少 社会の到来やグローバル化等の社会変化に対応 するため、令和2年にフードビジネス振興構想 を改訂し、フードビジネス産業のさらなる振興 に取り組んでおります。

ページを1枚めくっていただきまして、資料が横になっておりますけれども、右側21ページがフードビジネス振興構想の概要であります。

資料の中段、構想の方向性としまして、視点 1、高付加価値化の推進、視点2、みやざきの 食の魅力の発信と販路拡大、視点3、生産性向 上と良質な雇用の創出という3つの視点を定め まして、関係機関と連携した様々な事業に取り 組んでいるところであります。

19ページにお戻りください。

1の(2)の構想の期間は、令和2年度から 4年度までであります。

次に、(3)の成果指標及び実績でございますけれども、構想の成果指標としまして、農業産出額、食料品・飲料等出荷額、食品関連産業生産額の3つを挙げております。このうち、農業生産額、食料品・飲料等出荷額につきましては、表やグラフにありますように、この数年、やや減少傾向を示しております。

農業産出額につきましては、主に野菜や鶏肉の価格低下や、芋類等の生産額が下がったこと、また、食料品・飲料等出荷額につきましては、野菜漬物、焼酎等の消費量が低下したことが主な原因となっているようでございます。

いずれの統計も全国的に低下傾向を示しているところでございますけれども、本県は全国順位、及び伸び率を見ましても、厳しい状況の中、健闘している状況ではないかと考えているところでございます。

なお、今回の実績は新型コロナウイルスの感 染拡大以前のものでありまして、今後につきま しては、全国的にも、また本県においても厳し い実績となる可能性があるものと考えております。

次に、20ページを御覧ください。

2のフードビジネスの主な動きであります。

先ほど御説明いたしました構想の3つの視点を踏まえまして、視点1の高付加価値化の推進につきましては、栄養や機能性に着目した農産物のシリーズ化、フードアワードの実施、農業と食品加工業など新たな連携プロジェクト等に取り組んでいるところでございます。

視点2のみやざきの食の魅力発信と販路拡大 につきましては、焼酎イベント、フェアの実施 や、ブランドポークの官能評価、アジア向けの 農畜水産物の輸出等に取り組んでおります。

視点3の生産性の向上と良質な雇用の創出に つきましては、企業の農業参入への支援や業務 効率化等の現場指導、人材育成研修の実施等に 取り組んでおります。

加えまして、4の新型コロナ感染拡大に対応 した支援としましては、ネット販売の支援、ニ ーズの変化に対応した食品製造業への支援、飲 食店への誘客と感染予防支援等に取り組んだと ころであります。

最後に、3のフードビジネス振興構想の改訂 についてであります。

当構想は来年度、終期を迎えることになって おりますけれども、デジタル化への対応だとか 今回の新型コロナの影響など、急激に変化して おりますこの社会変容に対応していくために、 来年度中の改訂に着手したいと考えているとこ ろでございます。

説明は以上であります。

〇山崎生活・協働・男女参画課長 委員会資料 の22ページをお願いいたします。

第4次みやざき男女共同参画プランの策定(骨

子案) につきまして御説明いたします。

まず、1の計画の性格と役割ですが、プランは、男女共同参画社会基本法に基づく計画として策定し、本県における男女共同参画推進の基本的方向や具体的施策を示すこととしております。

また、女性活躍推進法に基づく推進計画を盛 り込み、一体として策定することとしておりま す。

2の第4次プラン(骨子案)の概要につきましては、次の23ページの概略を示した図によりまして御説明いたします。

まず、現状・課題ですが、上の段の男女共同 参画を取り巻く主な社会情勢としましては、人 口減少社会の本格化や大都市圏への若年者、特 に女性の流出が増大している問題、また、その 下の新型コロナウイルス感染拡大による女性へ の影響や、その下のジェンダー平等が世界的な 潮流となっていることなどといった現状がござ います。

こうした中、本県における男女共同参画の現状と課題でありますが、1つ目の丸にありますとおり、男性は仕事、女性は家庭といった固定的な性別役割分担意識がいまだ根強く残っているという意識の問題があります。

2つ目及び3つ目の丸ですが、長時間労働など男性中心型労働慣行等によりまして、男性の家事・育児等への参画が困難となったり、女性の非正規雇用労働者の割合が大きく、賃金や待遇面で男女間の格差があるなど、働き方を含め雇用分野の課題がございます。

また、その下ですが、地域や職場など様々な 場面、分野におきまして、施策や方針決定過程 等への女性の参画が十分に進んでいないといっ たことなどが主な課題としてございます。 このような現状と課題を十分踏まえながらプランの詳細を検討してまいりますが、計画期間につきましては、左側に記載のとおり令和4年度からの5年間とし、また、基本理念として、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指すこととしたいと考えております。

基本目標としましては、その下の左側に示しておりますが、あらゆる分野における女性の参画拡大、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備、一人一人の人権が尊重される安全、安心な暮らしの実現の3つを掲げ、それぞれの目標ごとに(1)から(10)に記載のとおり10の重点分野を設け、各施策を位置づけてまいりたいと考えております。

22ページにお戻りください。

中ほどの2の(4)重点を置く視点を御覧ください。

先ほど現状と課題で説明しましたとおり、地域社会における政策・方針決定過程への女性参画が十分に進んでいない現状や、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、雇用の問題とともに外出自粛や休校措置などによりまして家事・子育ての負担が増すなど、女性により大きな影響が現れており、男女共同参画の課題が顕在化したところであります。

このため第4次プランにおきましては、1、 政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向け た市町村への支援と連携、2、いまだ根強く残 る固定的性別役割分担意識やジェンダー不平等 に対する問題意識の解消に向けた取組の充実、 3、長時間労働の是正等、働き方改革の推進や、 男女ともに育児休業を取得しやすい職場づくり など、就業環境の整備に向けた関係部局・機関 との連携強化、この3つの視点に特に重点を置いて策定したいと考えております。

次に、3の策定スケジュールにつきましては、 審議会や庁内での検討後、11月定例会で計画案 を御報告し、その後、パブリックコメントを経 て、2月定例会に議案として提出させていただ き、議決後に公表することとしております。

説明は以上であります。

○後藤人権同和対策課長 総務政策常任委員会 資料の24ページをお開きください。

宮崎県人権尊重の社会づくり条例(仮称)の 骨子(案)について、御説明いたします。

本条例に関しましては、本年3月及び6月の 総務政策常任委員会におきまして御報告したと ころであります。本日は、その後の取組と条例 の骨子案について御報告させていただきます。

まず、1の制定の理由でありますが、前回の 報告と同様でありますので、説明は省略させて いただきます。

次に、2、これまでの取組でありますが、5 月から7月上旬にかけて、女性、子供、高齢者、 障がいのある人、同和問題、外国人、性的マイ ノリティーといった18の関係団体等の皆様から 事務局が意見聴取を行ったところであります。

7月29日と8月27日の2回、外部有識者によります検討委員会を開催し、構成員と書いております委員の皆様から専門的な知見に基づいた御意見を賜り、活発な御議論をいただいたところであります。検討委員会で出された御意見を踏まえて、調整を図りながら、条例の骨子案を取りまとめております。

次に、3、条例の骨子案でありますが、25ページ以下を御覧ください。

この条例の構成は、前文と10項目からなって おります。順に御説明いたします。 まず、25ページの前文のイメージであります。 この条例では、制定の趣旨と目的を前文で分かりやすく示しております。下から5行目の終わりですが、県、市町村、県民等が力を合わせて、お互いの人権を尊重し合い、あらゆる差別や偏見を解消し、誰もが自分らしく生きていける平和で豊かな社会を実現していくための条例であります。

次に、1、目的であります。ここでは、人権 尊重の社会づくりに関する基本理念を定め、県、 県民及び事業者の責務等を明らかにし、施策の 推進の基本となる事項を定めることにより、全 ての人の人権が尊重される社会を実現するとい う条例の目的を定めております。

次に、26ページの2、基本理念であります。 ここでは、人権尊重の社会づくりを推進するための基本となる考え方として、日本国憲法の理念の下、全ての人が取り組むべき自己決定に基づく自己実現、差別と偏見の解消、多様な価値観と生き方の尊重、この3つの理念について定めております。

続いて、3、県の責務、4、県民及び事業者の責務であります。ここでは、人権尊重の社会づくりの推進における県、県民及び事業者の責務を定めております。

次に、27ページの5、差別と偏見のない社会づくりの推進であります。ここでは、県、県民等が協力して、差別と偏見のない社会づくりを推進すること、及びそのために県が講ずる施策等について定めております。

次に、6、人権施策基本方針であります。ここでは、条例に基づき、具体的な人権施策を総合的に推進するための県の人権施策基本方針の策定について定めております。

次に、7、人権教育・人権啓発であります。

ここでは、県が行う人権教育と人権啓発について定めております。

次に、28ページの8、相談支援体制であります。ここでは、国及び市町村との適切な役割分担、関係機関との緊密な連携を図りながら、県が行う相談支援体制の整備について定めております。

次に、9、市町村、関係団体等からの意見の 聴取及び県民意識調査であります。ここでは、 人権施策の効果的な実施に資するため、県が市 町村、関係団体等からの意見を聴取する機会を 設けること、及び人権に関する県民意識調査を 行うことについて定めております。

最後に、10、委任であります。ここでは、条例の施行の詳細に関して、必要な事項を別に規則で定める委任について定めております。

24ページにお戻りください。

5、今後の取組でありますが、今後パブリックコメントを1か月間実施いたします。その結果を受けまして、11月に第3回の検討委員会を開催し、その後、法令審査会を経まして、2月県議会定例会におきまして議案を提案し、議決いただけましたら、4、条例の施行日にありますとおり、3月に条例の施行というスケジュールで考えております。

説明は以上でございます。

- ○西村委員長 執行部の説明が終わりました。 その他報告事項についての質疑はございませ んか。
- ○田口委員 一つだけ、PCR検査体制の強化 についてお伺いします。

基本的なことですが、これは健康保険証か何 か持っていったほうがいいんですか。

○大東総合政策課長 保険証等は必要ございません。

- **〇田口委員** それともう一点、所要時間はどれ ぐらいと見ておったらいいんですか。
- ○大東総合政策課長 検体を取る作業といいますか、その時間については、10分から15分程度で済むと伺っております。
- **〇田口委員** すると、これは結果は厚生労働省 に登録された県外の検査機関からメールにより 通知されると。メールアドレスを持っていない 人たちはどうするんですか。
- ○大東総合政策課長 この事業者が提供しているサービスにおいては、基本的にインターネットを介して、メールアドレスでありますとか連絡先、あとはその支払いの手続を登録をすることになりますので、このサービスの中では、メールアドレスはどうしても必要となってくるものと考えております。
- **〇田口委員** ウェブ登録でしか予約できないと いうことなんですか。
- **〇大東総合政策課長** 基本的にはウェブによって登録をしていただくことになっております。
- ○田口委員 そういうのが得意な人もいれば、 御年輩の人等も当然いると思うんですけれども、 下手をすればやり方が分からないで検査もでき ない人が出てくる可能性もありますよね。そう いう人を救済する手はないんですか。
- ○大東総合政策課長 そういった方々につきましては、今、様々なサービスもございますけれども、ワクチンの登録にしても、どうしてもウェブを介してという場合が多くなっております。そういった場合は、御家族の方とか親戚の方とか、そういった方の助力を得ながら登録していただく必要があるのかなと考えています。
- **〇田口委員** 家族がいない人もいるけれどね。 とりあえずそれでいいです。
- ○星原委員 PCR検査体制の強化ということ

で、去年から1年9か月ぐらいたつんですけれ ども、遅きに失したと私自身は思っているんで すが、どういうふうに思っていますか。

○大東総合政策課長 御指摘の点も、もっと早くという御意見もあろうかと思います。ただ、こういった街なかで検査サービスを行える事業者が、この第3波、4波といったものを経まして、おおむねこの夏、7月ぐらいから全国展開をし始めているという状況でございまして、それまでは主要空港でしかサービスしていないとか、そういう状況でありましたので、このタイミングとなっております。

○星原委員 昨日ですかね、尾身会長はコロナ の影響がまだ 2~3年は続くだろうと発言され ているわけで、そういう意味では遅くないのか もしれませんけれども、やり方を少し検討して いったほうがいいんじゃないかと思うんです。

というのは、わざわざこういう機関に委託して検査センターを設けなくても、私も病院で受けましたけれども、プラスチックのスプーンにちょっとつばを入れてそれを渡すだけなんですよね。そうであれば薬局やどこかの指定された病院で扱っていれば、そこに行って預けて、それをどこかの検査センターに送ればいいんじゃないかと思うんですね、やろうとすれば。

それとどれぐらいの数の人たちが検査を受けるかというと、県外に行って帰ってきた、または県外から来た人と接触した、濃厚接触に近い関係の人たちに会った人たちであって、もう今は多分このデルタ株の関係で言えば、この9月いっぱい、あるいは10月いっぱいぐらいになると、宮崎県民でも6割、7割はワクチンの2回接種が進むんじゃないかなと。そうなると、接種した人もそういう検査を受けなくてはいけないのか、仮に接種している人は免責というか、

いいですよという形であれば受診者数はかなり 少なくなってくる。

尾身会長が言われたように、2~3年かかるとなると、また新たな第6波、第7波とか、いろんなことが想定されるのであれば、やっぱりそれに備えた形の対応もあるんでしょうけれども、このセンターの設置場所とかその辺についてはどういう考えているんでしょうか。

○大東総合政策課長 現在も郵送による自費の PCR検査サービスはございます。全国的に郵 送で申し込めば検査できるという体制はござい ますけれども、どういった検査事業者を選べば いいのかとか、そういった情報自体がなかなか まだ浸透していないというのがあります。今回 この店舗型といったサービスを提供することで、 このサービスにおいても郵送のサービスを行い ますけれども、こういった比較的安い値段で検 査が受けられるということを十分に周知をして、 このサービスを使っていただきたいという思い で、この事業を構築したところでございます。

今後につきまして、もちろんワクチン接種が 進んでまいります。ただ、いわゆるブレイクス ルー感染といったものも増えてくるといった御 意見もございます。さらにはまた新たな変異株 といったものも今後想定されます。

また、国においては、今回の行動規制緩和においては、ワクチンと検査のパッケージという方向も提案されておりますけれども、その中ではどうしてもその検査を受けて一定の時間は有効であるとか、そういったやはり新たな検査需要というのも今後あるのではないかと考えております。

さらに年末年始の人の動きがまた盛んになる ということもございますので、やはりこういう 検査環境といいますか、こういったものをつくっ て備えるといった考え方でこの事業をつくった ところでございます。

○星原委員 PCR検査は以前は2万円前後でいるんな話が聞こえてきていて、個人ではそこまで負担してまではなかなか受けづらかった部分もあるんじゃないかなという気がするんですよね。

今回は2,000~3,000円程度なので、受けやす い金額にはなってきていると思うんですけれど も、先ほど言ったように、これまでにそういう 対応をしておけば――我々には感染者の数だけ しか毎日聞こえてきませんから、どういう原因 で、要するに県外から来た人が持ち込んできた のか、県外に行った人が持ち込んできたのか、 どういう関係で感染が広がっていったのか、そ の辺が全然分かりませんから何とも言えないん ですが、こういうことが早めに空港なら空港で 行くときとか帰ってきたときとか、あるいはそ れ以外の乗り物、車あるいは汽車とか電車とか、 そういう使うものにもよって違うんでしょうけ れども、今回空港なんかも入っていますが、最 初からもう少し早く、そういう場所で検査体制 をしつかり整えておけば、今感染者数が全国で も宮崎県は少ないほうなんですが、まだ抑えら れたんじゃないかと思うんですよ。

今からでもいいんでしょうけれども、検査体制を強化するんであれば、昨年の3月から4月にかけてコロナが発生しだした辺りがよかったのかなと思いますが、せっかくできたんですからしっかりやっていただく。そして、少しでも検査にかかる金額が少なくなるような方法を考えるには、薬局なり病院でそういったものをちょっと気がかりな人は行って受ける、あるいはそこでやるようなことも考えていいんじゃないかと思いますので、これはもう検討してみて

ください。

〇松浦総合政策部長 昨年度、私は商工観光労働部のほうにおりまして、事業者の皆さんから行政検査とか保険診療での検査以外の枠組みがどうしても欲しいというような要望が非常に強かったんですけれども、実際に宮崎県内とかその近隣の県でやっている検査機関の値段が非常に高いんですね。

そちらのほうにお願いすると、予算的にも非常にかかるというようなことがありまして、その事業としてやってくれる、あるいは安い金額でやってくれるようなところがないだろうかってずっと探しておったんですが、当時はもう県内にはありませんでした。

2月のキャンプシーズンの中で、今、県外往 来の人たちの検査をお願いしている事業者の方 が、キャンプ受入れに当たってジャイアンツが 取っている仕組みを使えるというような形で仕 組みをつくってくれたんですけれども、それは まだ事業化されていなかったんですね。

今年度は当然、国民文化祭なり何なりというのがありますから、県外からの入り込みも増えてくるだろうと。その前に何とかして県の中で形をつくっておきたいということがあって、県外往来者というところから始まったんですけれども、その時点でもまだ今回御提案するような形での事業者からは手が挙がってきていませんでした。

今回の緊急事態宣言の中で事業者を当たっていく中で、対応してもいいですよという話が出てきたもんですから、確かにおっしゃっているように少し遅いんじゃないかというようなことは我々も感じつつではありますけれども、その中でできる限り早く実現化していきたいと取り組んで今になったといったところで御理解いた

だければと思います。

○星原委員 説明は説明で、それは理解するんですが、ワクチン接種が7~8割で終わって、そういう人もやっぱりどこかへ出かけてPCR検査を受けたり、接触したときは受けなくちゃいけないんだから確かに必要だと思うんですけれども、ワクチンの効果が半年とか1年はある程度もつんだと、もちろん2回接種しても感染する人がいますから、通常のそういう感染対策は徹底しなくちゃいけないんでしょうけれども。

しかし、私はもうこれからは、ワクチンを打てばある程度大丈夫だっていうのであれば、こういう検査体制もあれなんでしょうけれども、経済対策で逆にもう2回打った人は何かの証明で――今国のほうでもいろいろ話が出ていますけれども、宮崎県知事が宮崎県版で早速そういう人はある程度オーケー、その代わり時間も2時間とかじゃなくて、食事の場合でも1時間なら1時間ぐらいだとか、人数でも打った人、打たない人がいれば、その人を4人以下で、打った人は家族で5人とか6人とか7人とか10人に仮になっても食事はできるとか、何かそういうことを今後やっていかないと。

先ほど言ったようにまだまだずっと収束せずに続くなら経済がもたなくなるので、逆に言えばそっちのほうをどういうふうにやったら、お店に行ってある程度飲んだり食べたりといろんなことが、あとは移動制限が緩和されるとか、何かやっぱり一方ではそういうことをしていかないと。我々みたいにもう6月頃に2回目の接種が終わっているのに、同じ対応が続くんだったら、感染しないためだとは分かりますけれども、経済活動の面では何ら貢献できないもんですから。

こういう検査体制をやるんであれば、やっぱ

りその辺の研究をしながら、一方ではやっぱり それだけ経費がかかったり税金使っているわけ ですから、少しは税収の上がる方法とか、ある いは倒産・廃業、そういったことを少しでも防 いで、あるいは雇用を止めるとか、そういう方 向もやっぱり考えていくべきじゃないかと思っ ているんですけれども、その辺については。

○松浦総合政策部長 私どももワクチン接種が 一定程度進んでいけば、感染そのものも抑えられていくだろうという期待を込めての予測でありますけれども、その時期として11月から12月と予想されておりましたので、年内については、少なくともそういった検査体制が必要だろうと考えて動いているところであります。

ワクチン接種が終わった方の経済活動の考え 方については、国でも方針をつくっていこうと いう動きもありますので、そういった情報を早 めにキャッチしながら、経済活動が早く再開で きるような仕組みについては、福祉保健部とも 関係がありますので、一緒に考えていきたいと 思っております。

○中野委員 今の星原委員の話をずっと聞いて おりましたが、検査センターの利用者が少ない かもというような認識もあるようでしたが、私 は殺到するんじゃないかなという認識だったん です。利用者が少なかった場合、来年の1月ま ではずっとやって、今から店舗も広げるような 話ですが、その場合でもずっと1月までは継続 されるんですか、店舗もやっぱり順次広げられ るつもりですか。

○大東総合政策課長 今のところ1月末までは 開いていただくということで話を進めております。

○中野委員 1月までっていったらまだ先ですが、それまでの間に店舗数はどのくらいになる

んですか。

○大東総合政策課長 現在、最大で5店舗程度 を想定して話を進めております。

○中野委員 少なくとも1月頃までには5店舗 は常設ができるということですね。

○大東総合政策課長 そういうイメージで進めております。

○中野委員 そのようにしてほしいと思うんですが、ところで2,000円~3,000円程度で検査ができるということで、最低が2,000円ですよね。このPCR検査の原価は幾らですか。

○大東総合政策課長 原価は正確には伺っておりませんけれども、他県、都市部において提供されているサービスにおける値段を見ますと、おおむね2,000円程度で提供されております。

いわゆる病院で受ける検査との価格差につきましては、医師の診断がそこにあるかどうかとか文書料が入っているかとか、そういったところでの価格差が生じているものと思われます。

〇中野委員 いや、県も検査をしておりますか ら、どのぐらいかは分かるんではないですか。

○大東総合政策課長 保険適用検査であります とか行政検査における純粋な検査キットの値段 については今は手元にございません。申し訳ご ざいません。

○中野委員 非公式には聞いておったんですがね。

○大東総合政策課長 単価としては、やは り2,000円程度ではないかなと。今回提供しよう と進めている検査については、2,000円程度と聞 いております。

〇中野委員 これは最低が2,000円なのに2,000 円じゃ、商業ベースに合わないじゃないですか。

○大東総合政策課長 この検査事業者が持っていらっしゃる検査キットといいますか、サービ

スの原価については承知しておりません。

○中野委員 逆に2,000円から3,000円で提供するっていうことで、安く検査ができるという体制を組むわけですよね、部長の説明でも何かそんなふうに聞こえましたが。

先ほどは星原委員も言いましたが、大体県下ではPCR検査は2万円前後だと私もそう耳にしているんですが、県下で一番高いところっていったら幾らですか。

○大東総合政策課長 おおむね2万円、1 万5,000~1万6,000円とかから2万4,000円とか ですね、そういったところもあるとは聞いてお りますが、一番高いところという正確な情報は 把握しておりません。

○中野委員 金額を把握されたから安く提供する方法をいろいろ検討されて、県下にはそういったところがないということでやっと見つけて、ここにお願いされて2,000円~3,000円になったんですよね。だから高いところがあったはずだから、それでこういう安いところを見つけていただいたわけですよね。把握されているんじゃないですか。

○大東総合政策課長 厚生労働省なり福祉保健部が公表している医療機関で、こういう実費検査が受けられるところのリストは公表されておりますので、その中を見ますと、先ほど申し上げたような値段幅ありますけれども、高いところとしてはやはり2万4,000円とか、そういった値段がついているところもあったかと思います。

○中野委員 えびの市で一番高いところは――これは市に聞いたから間違いないと思うんですが――2万5,000円なんですよ。だからほかの市町村でももっと高いところがあったんじゃないですか。そこ辺の大体の市町村の相場っていうのは、どのくらいだったのか。調査されたから

この新しい店舗型をされたと思うんですね。

○大東総合政策課長 リストの確認はいたして おりますけれども、例えば、地域別の価格帯が どう分布しているかといったところまでの分析 は行っておりません、すみません。

○中野委員 価格ということはあまり頭になく て、新しく店舗型をということになったんです かね。

○大東総合政策課長 病院における自費検査の 価格帯がやはり高いところでは、今おっしゃられたような2万5,000円、2万4,000円とかそういう価格帯で、安いところであってもやはり1万円以上はするといった事実を捉えた上で、もっと安い検査体制が組めないかということで今回の事業を構築したところでございます。

○中野委員 それぞれがどのくらいだというの を把握したから、取り組まれたと思うんですよ ね。利用しやすい検査環境を整備するとあるけ れども、えびの市でさえも5か所も検査する病 院があるんですよ。だから県下ではたくさん、 宮崎市にもたくさんあると思うんですよ。

利用する環境を整備するということは、場所はたくさんあるけれども、価格が高いからもっと安くでできないかということをいろいろ検討されて、これをスタートさせようということじゃないんですか。だから価格ということはきちんと把握されておったんじゃないかと思うんですよ。何か答弁しにくいですか。

○大東総合政策課長 先ほど申し上げました厚 生労働省や福祉保健部の公表しているリストに あるその自費検査、医療機関における自費検査 の価格を見た上で、より安い価格でのサービス を検討したところでございます。

○中野委員 だからその価格を見て取り組むから、県下の中の調査っていうのはされなかった。

あまり耳に入っていないんですかね、調べられなかったんですかね。

○大東総合政策課長 今回の事業を検討するに 当たって、改めて県内の医療機関の自費検査の 価格がどうであるかという調査は行っておりません。

○中野委員 県内の価格は分からないのに、県下には検査する機関がたくさんあるのに、えびの市でさえも5か所もあるのに、利用しやすい環境を整備するっていうことは──利用しやすいっていうのは価格をうんと下げて、保険適用でも自己負担は5,850円でしょう、それよりも安く提供するわけですからね。

熱が出たためコロナに感染したんじゃないかと病院に行けば、いやコロナかもということで検査をすると5,850円取られるんですよ。ここに行って検査したほうが約半分以下で安く済むという話ですか。

だから、検査する場所はたくさんあるけれども、価格が高いです。さっきから言うように、2万5,000円とか、2万円前後と聞きますからね。2万円前後と2,000円では10倍の開きがあるんですよ。だからうんと安く提供して、県民にサービスを提供しようということで始められたと思うんですよね。

そういう高いものは県民に安く提供する環境をつくろう、場所をつくろうということで、いるいろ検討された上で始めようとするわけですから、実態調査をして、こういう状況だから価格もまちまちだけれども、平均すれば2万円前後はかかるよ、一番高いところは幾らだった一えびの市が一番高かったのかどうかは知りませんが、市に聞けば2万5,000円だったわけですよ。だから、それよりももっと高いところがあるんじゃないかなと思ったから聞いたんです

よね。

何もせずにただこうすれば、商業ベースに乗せて、そこの関係は恐らく水際作戦でお盆に帰る前に飛行場で検査しようという、そこの会社がするんでしょう。だから、ただそこにしたばかりの話で、何も調査もせずに安いからただしようということだけではなかったろうと。

もしこれがどこも2,000~3,000円以下で検査をする、県がしておったとすればですよ、そこは始まらなかったと思うんですね。同じ金額やから、わざわざ病院でないところの施設を提供して検査するっていうのはなかったと思うんですよ。物すごい高いからですよ。

何とか県民サービスができんかということで始められたと思うから、その基本になる調査するところが何かたくさんあったわけだから、その利便性はあるんですよ。ただ金額だけの問題でしょうが。だから、それをあまり調べずにしたというのは、ちょっと後でごたごたが出やせんかなと、こう思うんですね。

普通の相場からすれば10分の1で済むから、 殺到しないかなと私は心配しておったんですけれども、もうものの見方じゃ、もうこの時期で 今までのことだったらでしょうと、あまり利用 者がないんじゃないかということもあったから、 それじゃまた始めてやめるといかんということで、来年の1月までは5か所ではきちんと営業というか、そういうサービスの場所を提供するということですから、利用者が極端に少なくても、そこはきちんと続けてやってほしいと思いますが。

〇松浦総合政策部長 今回の事業構築に当たりまして、価格の面でのその改めての調査を行っておりませんでしたことについてはおわびを申し上げます。

福祉保健部との協議の中で、これまで保険適用であるとか行政検査以外で検査をしたいという場合の検査方法というのが、委員おっしゃるとおり、その県内の医療機関ということになっておりまして、そこで受け付けてくれるところがあるという状態になっておりまして、そこの検査費用については、幅がありますけれども、福祉保健部のほうから平均でおおむね2万円ぐらいであると聞いておりましたので、これを何とか引き下げていきたいという思いでつくっております。改めての価格調査を行っていないところにつきましては、おわびを申し上げます。

○中野委員 検査等の機械を購入して検査サービスをする病院も県下にもかなりあると思うんですよね。えびの市内でさえも機械を購入してサービスしているのもあるから、安く提供してですよ、そういうところとのトラブルがないようにひとつお願いしておきます。

○星原委員 みやざき男女共同参画プランの策 定の説明を聞きながら、この生活・協働・男女 参画課っていうのができて、今どれぐらいの年 数がたつのかなと。

〇山崎生活・協働・男女参画課長 生活・協働 ・男女参画課が設置されましたのが平成20年度 でございまして、今年度で14年目ということに なります。

○星原委員 なぜそれを聞いたかといいますと、 男女共同参画課だったら男性と女性が交代して 課長をされているのかどうか、その辺ちょっと 知りたいなと思って聞いたところです。

〇山崎生活・協働・男女参画課長 20年度に設置されたときの課長が女性の課長でございました。そのときの課長は2年在籍をしております。あと、その後はたしか平成26、27年度に2年間で、やはり女性の課長が配置されたということ

で、14年のうちに4年間は女性課長が配属されたということになっております。

○星原委員 了解です。

○井上委員 ちょっと部長に聞きたいんですけれども、この宮崎県人権尊重社会づくり条例について、この条例の中身が全ての政策の基本にならないといけないのではないかというのが私の考えなんですね。

そういう考え方に基づいて言えば、この第4 次みやざき男女共同参画プランの策定の中で、 重点を置く視点が書いてあるわけですけれども、 この視点は、私は正しいと思うんですね。こう いうことにきちんと目配り、気配りをしないと いけないと思うわけです。

例えば今回の議会でも、女性の登用の問題だとかいろんな問題が出ましたけれども、まだそこに達するような女性たちがあまりいないんだという話でさっきも終わったんですが、やっぱりそれはもう何年来と私はここに長くいるからいつも思うんです、もう言うのが嫌になるから言っていないだけで、本当に常に意識されないと、あまり人権問題にもそう手を入れていない、気にもしていない、そういう意味で今コロナのこの社会の中で女性が大変な思いをしているということは、非常に政策的には何も出てきていないことになると私は思っているんですね。

福祉保健部の人が一回控室にも説明に来てくださったんだけれども、政策に具体的にこういうものが、それも予算化された形できちんと出てこないと、この条例だけがあるっていうのはちょっとおかしいんじゃないのかなと。私もこれはもう長年見させていただいているし、自分が公務員として働いていた頃にも、当時のことをずっと見てきたし、男女格差をなくそうとか、もっとちゃんと女性に対してあれをしようとか。

少しは変わってきているんだと思うんですけれ ども、今議会でも前を見るとそういう人たちは 県庁には現われていない。横山幸子会計管理者 がいるぐらいですかね。

そういうことはずっと現実に何の対応もされていないから、各企業に至っては、なおさらそうなると。そして、正規職員ではない非常勤職員の女性が多いということについても、やっぱりもっと丁寧に考えていく必要がある。

だから私は、これが本当に政策の基本にならないといけないし、この男女共同参画のプランも、それが政策の中にやっぱり網羅されて、各部、それから県も本気でやらないと、市町村はそんなに意識的にするということは不可能なんじゃないかなと思うんですけれどね。そこのところだけちょっと聞いておきたい。

後で総務部が見えるので、総務部にはちゃんとそこのところも本気で抑え込んでいるのかっていうことを聞きたい。でも、私はやっぱり政策の具体化は総合政策部だと思うんですよ。そういう部が意識していないということは、各部に影響はあまりないと理解してもいいのかなと思ってしまうんですが。

○松浦総合政策部長 かなり痛い御質問です。 内部で協議するときに、これまでと比べて変わってきている部分はあります。庁内でいうと一定以上の役職の中での女性の割合は確実に増えてきておりますので、変わってきている部分はあると思っておりますが、それで目指す姿にどう近づいているのかというところが、やはりそんなによく分かるような形になっているんだろうかということは一回考える必要があるんじゃなかろうか。

やはり、本当の意味での意識のところで変わっていかなきゃ、僕ら男性のほうが特に変わって

いかなきゃいけない部分があるんじゃなかろうか、そういったところを問いかけていく必要があるのではないか、という議論をしておりまして、今回のプランの骨子の中で、構成の柱立てとか取り組む内容に、そう大きな違いは出てこないだろうと。これまで何回も改定を繰り返していく中で必要な施策体系となってきているので、そこはそう大きく変わらないだろうと。

そうすると、今、何に重点をおくべきなのかということをしっかり出していく必要があるということで、常任委員会資料の22ページのところの2の(4)に重点を置く視点というのをまず定めようと。その中で市町村なら市町村に対して、どういうアプローチをしていけばいいのかといったことを、予算が伴うかどうかは分かりませんけれども、やっていくべきではないかという意味合いで取り組むべきだと思っております。

どれだけそういうふうに変えられるかというのは、またこれからの話でありますけれども、 実の部分で実感できるような形をできるだけつ くっていきたいという思いでございます。

○井上委員 また議論させていただきたい。私は11月が一般質問なので、これは予告じゃないけれども、丁寧にやらせていただきたいと思います。

コロナ対策では、事業者に対するメッセージはよく発信されているんですよ。県はやってくれるんだってそこは分かるわけです。だけれども、不安を持っている人に対してのアピールがないんです。いつも事業者の人たちのことか、そこが経済なのかと言われると思うんですね。

問題は、不安を持っていて今どうやって生活 をしていこうかと思っている人たちがいるとす るなら、ここにも書いてあるとおり、そこに安 心を持って、これからのコロナの時代を乗り切っていこうよと、なぜ知事は言えないのかって、もういつも聞いていて思うんです。

私はテレビでメッセージを発信されるという ことについては賛成なんだけれども、あまりに も国の政策と同じようなことばかり言っていて、 本当に県民に伝わるのかなと、ちょっと心配な んですね。

だから、安心していいですよと、そしてワクチンも打ってください、こういう体制にしますよということを本当に納得させるには、生活の不安をなくすことだと思うんですね。コロナ対策は、今、総裁選挙の中でもそのことが問題になっていますけれども、知事はそこをちゃんとメッセージできないとやっぱりちょっと怪しいのではないかなと思うので、また議論させてください。

○外山委員 一点だけ簡単に。フードビジネスの件ですけれども、これは農業産出額の中に畜産は含まれているんですか。鶏肉は入っているんだけれども、どうなんですか。

○大東総合政策課長 畜産部分も入っておりま す。

○外山委員 ちなみにこれはフードビジネスだから、水産物のこういった指数っていうのは、 今回の資料はたまたま農業に特化したわけですか。

○大東総合政策課長 この中には水産は入って おりません。

一番下の食品関連産業生産額は統計が1年ずれているものですから、まだ増えている状況ですけれども、この中に例えば飲食とかあと小売業、こういったものも入っておりまして、全体でフードビジネスの今の動きを見ている状況です。

〇外山委員 もう一点だけ。ということは養殖 関係も入っていないわけ。

- **○大東総合政策課長** 入っておりません。
- **〇外山委員** そうなんですか、分かりました。
- ○田口委員 宮崎カーフェリーについてお聞き します。1隻目のフェリーたかちほが来年5月 に就航するということで、この間すったもんだ したのが、もうすぐでき上がるんだなと、非常 に期待をしながら見ているところです。

私たちの常任委員会では、7月に志布志市の さんふらわあの、まだできて2年ぐらいの船を 見せていただきました。私は学生時代によく川 崎から、当時は日本カーフェリーと言っていま したけれども、あれに20何時間揺られて帰って きていましたけれども、この間見たら、もう本 当に隔世の感がありました。

視察の際に支店長が最初に言ったのは、クルーズ船とまでは言わないけれども、クルーズ船をかなり意識して造りました船ですということで、客室を見せてもらったら、スイートルームなんかはもう本当に、クルーズ船に乗ったことありませんけれども、クルーズ船はこんなよく見せるのかなと思うぐらい。

それと雑魚寝は本当に、盆正月なんかは寝返りも打てないぐらいの狭さだったんですね。それがこの間はもう何かマットを出してカーテンで仕切って寝るという、完全個室とは言わなくても、もう昔と比べると全然違う。

それとカプセルホテルみたいな部屋もあったり非常に楽しみながら、宮崎もこういうのになるんだろうなと思いながら見ていたんですが、それに近いと思ってもいいんでしょうか。

○髙橋総合交通課長 7月の総務政策常任委員会での調査に当課の職員も同行させていただいておりまして、私自身も8月に行く予定だった

のですが、コロナの関係で行けなくなってしまったんですけれども、写真を見る範囲内では非常に豪華といいますか、非常にいい造りだなと。 宮崎カーフェリーにとっては、競争相手として 非常に手ごわい相手だなと思っているところで ございます。

新船の建造につきましては、今まさに着実に 進められているところでございまして、早速8 月にみやざきカーフェリーには、さんふらわあ に行っていただいて、ライバルといいますか競 争相手はどんな状況になっているのか、そこを しっかり見た上で、みやざきカーフェリーの新 船に取り入れられるところはないかどうか、そ れをしっかり見るように提案させていただいた ところでございます。

今まさに建造中の状況でございますので、さんからわあと同じような形になるかどうか、これからの本当に踏ん張りどころだとは思うんですけれども、しっかりといいところは取り入れながら、できる範囲内で尽力していきたいというか、しっかりとみやざきカーフェリーとコミュニケーションを取りながら対応していきたいと考えております。

○田口委員 私の言おうとしたことを言ってくれましたので、すぐ近くで志布志、宮崎の利用者も多いと話を聞きましたので、ぜひこれは同等とは言わないでも、向こうは三井商船系ですから非常に資金を持っているところですけれども、ぜひ宮崎の船に乗りたいと思うような中身になるような、そのような充実したものにしていただけたらと思っております。

逆に一つ気になるのは、来年5月に就航となると、古い船はもう5月からは要らなくなるというわけですよね。当然少しでも高くどこかに売ってもらわないといかんわけですが、その準

備は着々と進んでいるのか、もう売り先がほぼ 決まっていているのか、言える範囲の中で結構 ですので。

○髙橋総合交通課長 現船の売却につきまして も、並行して、内部的な形とはなると思うんで すけれども、そこ辺の作業も含めて進められて いると認識で、まだ具体的にどこに売却をする かを含めて検討中といいますか、調整中の状況 だと認識しております。

○中野委員 13ページの人口問題対応プログラムの評価が、外部評価ではBがCになったんですよね。それで内部評価では、このAからずっと後はCなんですが、前回はこれは。

○大東総合政策課長 内部評価でいきますと、 昨年度はA評価が1つ、B評価が……。

○中野委員 上から順番に1から教えてよ。

 ○大東総合政策課長
 はい。1がA、2がB、

 3がB、4がB、5がBとなっています。

○中野委員 では、2から5はBがCに下がったということですね。この項目は重点項目ですから、見れば非常に大切なことばかり、重要なことばかりなんですよね。これが内部で評価してBになったということがですよ、全体でも前年度から下がったのはこの項目だけですからね。CというのはZまであるんじゃないでしょう、Aから3段階しかないんですね。AからZまであるんだったらまだ上のほうやと思うけれども、A、B、CしかないうちのCということですからね。(「Dまで」と呼ぶ者あり)だから最低ですね。

しかし、中身を見たら非常に重要なことばかりで、中山間地域の振興や未来を担う子供たちの育成、合計特殊出生率の向上、こうありますよね。今日も中山間地域2項目に渡っていろいろ取り組みの説明がありましたけれども、そう

いう中で、内部評価でBをCにしなきゃならなかったという、その1年間の政策ですよね。その辺はどんなふうにその評価を思っていらっしゃるんですか。

○大東総合政策課長 このプログラムにつきましては、まさにアクションプラン、長期計画の 肝でございまして、本年度は非常に厳しい評価 になったところであります。

その原因、理由といたしましては、まずはこの総人口については維持をしたということになっていますけれども、やはりこの合計特殊出生率が下がったとか、あとはそのこちらの人材育成のところでありますと、このコロナの影響によってどうしても様々な子供たちに対する教育のアプローチができなかったりとか、そういったことでなかなかその数値を目安上達成することができなかったという現状でございます。

そこはコロナの影響ばかりではもちろんございません。合計特殊出生率もなぜ下がったのかということについては、今福祉保健部を中心に分析をしっかりしているところでございますので、ここは御指摘のとおり非常に重要なところでございますので、また来年度に向けて巻き直しといいますか、そういったことについてはしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

〇中野委員 2点ほどちょっと掘り下げてお願いしたいんですが、中山間地域の振興も、計画どおりしておけば本来はAになるはずだったのが、前年ではB、それがCにまでなったっていうことは、今までは口を開けば中山間、山間地域、もう昔から昭和40年代の頃の初めから過疎対策とか取り組む中で、皆さん方、内部でそれをCにしなきゃならなかったという評価ですよね。せめてこれが来年度Aにするための対応というのも計画されているわけですか。

○大東総合政策課長 この重点項目につきましては、今回Cとなったというところは、この指標の達成度合いを点数化した結果、その点数で切っていきますとC評価となったところでございます。

どこの評価がよくなかったかといいますと、 僻地における常勤医師の数でありますとか、あ とはNPOの法人登録数がいかんせん伸びな かったとか様々な要因が、あとは先ほどもお話 ありました鳥獣被害の額が増えたとか、そういっ た要素が積み重なって、今回はC評価となった ところでございます。

あわせて、今回はその評価対象外にしていますけれども、例えばその乗り合いバスの利用者数の状況ですとか、このあたりはもうコロナの影響によっても非常に大きく落ち込んでいるところでございますので、こういった要素も含めて、いかにこの中山間地域の維持なりに向けてしっかり取り組んでいくかということが来年度に向けての課題と認識しております。

○中野委員 来年度に向けての課題じゃなくてですよ、やっぱりきちんとした計画を実行してほしいといいますか、中山間地域のお宅の数ですか、過疎地域持続発展計画案ということで、これはまだ令和7年度までの5か年計画で立てているわけでしょう。せっかく立てたものが実行できないような計画じゃだめだと思うんですよね。そして、その評価が内部でCだったという、外部がこれじゃいかん、Cっていうならいいけれども、内部評価でCっていうのは、私はあり得ないと思うんですよ。途中で何とかせないかんと、すべきじゃないですか。

それから5番目のこの合計特殊出生率の向上、 昔はこれは沖縄県がいつも高くて、あれは2.08 でしたか。それで宮崎県はずっと2位だったの で、最近高知県かどこかに追い抜かれて3位に 下がったという事実はあるけれども、全国では まだ3番手には入ってるわけですが。

コロナ禍云々で出生率が下がったとか何とかと全体的には言われているわけだから、あえてそういう状況だったから、基準値よりも悪化したからということだけれども、やっぱりそういうのもCに評価せないかんわけですか。Bのままじゃいかんかったんですか。

〇松浦総合政策部長 手元の資料1を御覧いた だけますでしょうか。

この8ページをお開きください。

中山間地域の振興という重点項目でありますけれども、この内部評価をしていく中で、下に表があると思います。見ていきますと、これからも住み続けたいと思う人の割合、以下並んでいると思いますけれども、その中で右から3つ目のところに点数があると思いますが、これは実際の数値と、昨年度の目安で目標とした数値とを見比べたときの達成度を、点数化したものでございます。

この点数の平均の数値でA、B、C、Dを決めることになっていますので、定性的な判断は内部評価としてはしておりません。この点数の数字で、もう自動的にA、B、C、Dが決まることになっていますので、こういうふうな内部評価としてCとなっています。

そういうことで数字が下がっている部分が多いところは当然ありますので、そういったところについては、もう一回しっかり組み立て直す必要があると考えております。

○中野委員 お宅の部は総合政策部だから、全体をリードしながら、自らも政策を進める、名前からしてそういうことですからね。やはりどこかにミスか何かがあれば、途中でも政策をき

ちんと修正しながら、目標の達成というか、せめて自らはBぐらいと評価するような、結果として点数でするからじゃなくてですよ、やっぱりそこはどこか足りないなら途中からでも政策を見直すことを、一年間済んでから結果を見るんじゃなくて、本当は毎月と言いたいけれども、四半期ごとにぐらいは、せめて3か月おきぐらいにはどうだということを、それぞれに担当課の人がいるわけですから、ここはちょっといかんよと言いながら、そうしながら評価も上げていくと。

やっぱり最終的にどんな評価をするか、自らが自分たちの政策を評価していくわけやから、 それをCに甘んずることが――甘んずることはないでしょうけれども、外部がCになっても、せめて内部評価はBだというぐらいの政策をやって、そのことが県全体の発展につながると、県勢発展につながる、県民のためになると思うんですがね。ぜひそんな思いで取り組んでほしいと思います。

○西村委員長 関連はありませんか。では、ほかの項目で何かありませんか。よろしいですか。

それでは、次に請願の審査に移ります。

請願第9号「夫婦・親子同氏を維持し、旧姓 の通称使用の拡充を求める意見書提出について の請願」について、執行部からの説明はありま すか。

- 〇山崎生活・協働・男女参画課長 特にござい ません。
- ○西村委員長 それでは、委員から質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇西村委員長 最後にその他で何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 ないようですので、以上をもちまして総合政策部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時21分休憩

午後2時28分再開

〇西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託をされました議案 等について、部長の概要説明を求めます。

〇吉村総務部長 説明に入ります前に御報告させていただきます。

本日の大雨によりまして、午前11時15分に災害警戒本部を設置いたしました。そのため、本部の本部長であります危機管理統括官は、その対応中でありますので御了承いただきたく思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日御審議いただきます議案等に つきまして、お手元の総務政策常任委員会資料 により御説明いたします。

表紙をおめくりいただきまして、裏側の目次 を御覧ください。

まず、1の予算議案でありますが、令和3年 度9月補正予算案の概要は後ほど御説明いたし ます。

次の2の特別議案につきましては、宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例など3件を提出しております。

次、3のその他報告事項では、令和2年度内 部統制評価報告書についてなど3件について御 報告いたします。

それでは、資料の右側1ページを御覧ください。

令和3年度9月補正予算案の概要につきまして御説明いたします。

まず、議案第1号「令和3年度一般会計補正 予算(第13号)」についてであります。

この補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係るもの、国庫補助決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであり、補正額は、一般会計で115億2,205万8,000円の増額であります。

この補正による歳入財源は、国庫支出金2億7,231万9,000円、財産収入6,596万5,000円、 繰入金1億8,750万円、繰越金103億8,547万円、 諸収入6億1,080万4,000円であります。

なお、繰越金につきましては、令和2年度決 算剰余金でありまして、毎年度9月議会に計上 させていただいております。

次に、議案第26号「令和3年度一般会計補正 予算(第14号)」であります。

この補正は、国のまん延防止等重点措置と県独自の緊急事態宣言の期間延長等に伴い、必要となる経費について措置するものであり、補正額は、一般会計で50億1,823万円の増額であります。

この補正の歳入財源は、国庫支出金49億9,612 万4,000円、繰入金2,210万6,000円であります。

この補正の結果、一般会計の予算規模は6,792 億5,396万4,000円になります。

資料の2ページをお願いいたします。

一般会計歳出の款別の一覧であります。左から3列目にあります議案第1号の列を御覧ください。

主なものを申し上げますと、1行目の総務費でございますが、先ほど御説明いたしました繰越金103億円のうち、令和2年度に概算払いで受け入れました新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の精算に伴う余剰分について、国に返還を行う29億円余を除いた分を、県債管理

基金に積み立てるための経費等を計上しております。

その次の民生費と衛生費には、国に返還する 包括支援交付金29億円余の経費などを計上して おります。

その次の農林水産業費は、農産物の生産体制 や集出荷機能の改善に向けた取組の支援や鳥獣 による農林作物被害の減少を図るための侵入防 止柵などの整備に要する経費を計上しておりま す。

また、補正額のうち、新型コロナ対策に係る ものを右隣の列に記載しております。

その3行目の衛生費におきまして、医療関係の養成所の学生等が実習前にPCR検査を受けることができる体制の整備や介護施設等における生活空間等の区分けを行うゾーニング環境等の整備に要する経費のほか、軽症者等が宿泊療養を行う施設の確保、運営等に要する経費を計上しております。

続いて、その右側の列、追加で提案させてい ただきました議案第26号の列を御覧ください。

全額がコロナ対策分となっておりますが、主なものを申し上げますと、3行目、衛生費は、国のまん延防止等重点措置や県独自の緊急事態宣言の期間延長による飲食店等への営業時間短縮要請等に伴い、協力金を支給するための経費や自宅・宿泊療養者の重症化を予防するため、ひまわり荘の敷地内に開設しました宮崎県重症化予防センターの運営に要する経費、また、自宅療養者に対し、医師・看護師の電話や訪問による健康観察を行うとともに、食料や生活用品を配付するための経費などを計上しております。

その2つ下、商工費でございますが、営業時間短縮要請により大きく影響を受けます飲食関連事業者等を支援するための経費や、このたび

の期間延長による行動要請等に伴い影響を受けております県内全域の事業者に対し、支援金を 上乗せして支給するための経費を計上しております。

5ページをお願いいたします。

総務部における9月補正予算案の課別集計表 であります。

今回お願いしております総務部の歳出予算補 正額は、一般会計の議案第1号のみで、表の補 正額の計の欄にありますように、75億5,099 万8,000円の増額補正であります。

この結果、総務部の一般会計と特別会計を合わせました9月補正後の予算額は、一番下の段、右から3列目になりますが、2,421億3,364万3,000円となります。

予算案の概要につきましては、以上であります。

なお、議案等の詳細につきましては、危機管 理局長及び担当課室長から説明いたしますので、 御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上であります。

〇西村委員長 次に、議案等についての説明を 求めます。

委員の質疑は、執行部の説明が終了した後に お願いをいたします。

〇石田財政課長 財政課から2点御説明を申し 上げます。

1点目が一般会計補正予算の歳入の予算についてでございます。

委員会資料の3ページ目をお願いいたします。

(1)総括というところでございます。表の 左から3列目、太枠で囲んでおりますうちの議 案第1号の欄を御覧ください。

自主財源につきましては、財産収入が6,596 万5,000円、繰入金が1億8,750万円、繰越金が103 億8,547万円、諸収入が6億1,080万4,000円、中 ほどより少し下の行にある依存財源でございま すが、国庫支出金が2億7,231万9,000円、いず れも増額となっております。

次に、同じ太枠内の議案第26号の欄をお願い いたします。

まず、自主財源でありますが、繰入金が2,210万6,000円、依存財源につきまして、国庫支出金が49億9,612万4,000円のいずれも増額となっております。

これらの補正による歳入合計、両議案合わせまして165億4,028万8,000円となっておりまして、補正後の予算規模でございますが、歳入合計の補正後の欄の一番下にございますとおり、6,792億5,396万4,000円となっております。

4ページ目をお願いいたします。

(2) 今申しました歳入の科目別の概要でございます。表の左から3列目、まず議案第1号から御説明を申し上げます。

まず、一番上の財産収入でございますが、普通財産、元都農高等学校の売却に伴うものでございまして、6,596万5,000円の増額でございます。

次に、繰入金でございますが、コロナ対策として、介護施設等における感染拡大を防止するためのゾーニング環境等の整備を支援するために必要となる額につきまして、地域医療介護総合確保基金から繰り入れるものでございまして、1億8,750万円の増額でございます。

次に、繰越金でございますが、先ほど申しま したように令和2年度の決算剰余金でございま して、毎年9月補正に計上しているものでござ います。

なお、今ほど部長からも御説明申し上げましたが、繰越金のうち29億円余は、緊急包括支援

交付金を国に返還するための財源としておりまして、残りの74億円余は、県債管理基金に積み立てるための財源としております。

次に、諸収入でございます。農政関係の事業の実施に必要な財源としまして、国の外郭団体からの補助金を受け入れるものでございます。 6億1,080万4,000円の増額となっております。

次に、国庫支出金でございます。

まず、総務費国庫補助金でございます。内訳のところも御覧いただければと思いますけれども、黒の三角で9,063万5,000円の減額となっておりますが、これは6月補正予算で、この地方創生臨時交付金を活用した形でワクチン接種緊急支援事業を予算措置いたしましたが、これが国から緊急包括支援交付金の活用ができるということが認められたことに伴いまして、歳入財源を変更したこと等による減額でございます。

逆に申しますと、この分をさらにほかの地方 創生臨時交付金を活用できる事業等に充てるこ とができるというような形での財源変更という 形になっております。

その次の、衛生費国庫補助金でございますが、 軽症者等が宿泊療養を行う施設の確保、運営等 に要する補助金等でございまして7億8,256 万8,000円の増額でございます。

その次の、農林水産業費国庫補助金でございますが、4億1,961万4,000円の減額となっておりますが、国の交付決定等に伴いまして、当初予定しておりました国庫補助金による財源が国の外郭団体からの補助金に変更されたことに伴いまして、形式的ではあるんですけれども、歳入科目を国庫支出金から諸収入に振り替えたこと等による減額となっております。

続きまして、議案第26号の分でございます。 内訳のところをまた引き続き御覧いただけれ ばと思いますが、まず、上から2列目の繰入金でございます。財政調整積立金からの繰入金となっておりまして2,210万6,000円の増額となっております。

8月に国から地方創生臨時交付金の事業者支援分として、本県分として追加配分のございました24.5億円のうち、予算化をせず留保をしておりました11億円余の全額を今回の補正に計上しておりますが、一部コロナ対策を講じるに当たり不足分が生じましたので、県の貯金であります財政調整積立金から繰入れを行っております。

次に、国庫支出金でございます。

下のところの欄でございます。まず国庫負担金でありますが、抗体カクテル療法に係る国庫負担分を受け入れるものでありまして、810万5,000円の増額となっております。

その次の総務費国庫補助金が45億7,402 万3,000円の増額となっておりますが、地方創生 臨時交付金のうち、時短要請の財源として国か ら配分される協力要請推進枠分や、県の単独事 業に活用する事業者支援分を受け入れるものに なっております。

最後に、衛生費の国庫補助金でございます。 ひまわり荘の敷地内の開設しております重症化 予防センターの運営ですとか、自宅療養者に対 する健康観察体制確保などに要する財源を緊急 包括支援交付金として今回受け入れるものでご ざいまして、4億1,399万6,000円の増額となっ ております。

歳入予算につきましては、以上でございます。 財政課の2点目の御説明としまして、財政課 関係の補正予算について御説明を申し上げます。

資料変わりまして、恐縮です、この横置きで 配付しております令和3年度9月補正歳出予算 説明資料をお願いいたします。

3ページ目をお願いいたします。

財政課の9月補正予算は、補正額の欄の上から2行目になりますけれども、一般会計におきまして75億5,099万8,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、同じ行の右から3列目、一般会計で912億1,538万5,000円となります。

内訳、5ページ目をお願いいたします。

まず、(事項)財政調整積立金でございますが、 先ほど歳入予算のところで触れました普通財産、 元都農高等学校の売却に係る財産収入につい て6,596万5,000円を積み立てるものでございま す。

次の下の(事項)県債管理基金積立金でありますが、これは、令和2年度の一般会計決算の実質収支、いわゆる決算剰余金であります繰越金の一部、74億8,503万3,000円を地方財政法の規定に基づきまして積み立てるものであります。

財政課は、以上でございます。

〇佐藤総務課長 総務課です。

総務課からは、議案第6号「宮崎県個人情報 保護条例の一部を改正する条例」について御説 明いたします。

議案書では15ページになるんですが、常任委 員会資料で概要を説明させていただきます。

委員会資料の7ページをお開きください。

まず、1の改正の理由ですが、本年5月にデジタル庁設置法などのいわゆるデジタル改革関連法が成立いたしまして、これにより行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法、あるいはマイナンバー法とも言いますが、この法律が改正となりまして、この法改正との整合性を図る

ために、条例の関係規定を改正するものでございます。

2の改正の内容ですが、2つございまして、 1つ目が、デジタル庁設置により、番号法で定 める情報提供ネットワークシステムの所管大臣 が、総務大臣から内閣総理大臣に変更されたた め、条例第36条の規定につきまして、その旨、 改正を行うものです。

2つ目として、番号法第19条に第4号が新設 されたことに伴い、いわゆる号ずれが生じたた め、条例で引用する条項の改正を行うものでご ざいます。

施行期日は3のとおり、公布の日からとして おります。

総務課からは以上でございます。

○鹿島財産総合管理課長 財産総合管理課に係る議案について御説明いたします。

常任委員会資料の6ページをお開きください。 まず、繰越明許費補正についてでございます。

今年度予定しております小林総合庁舎の空調 設備改修工事につきまして、庁舎、公舎等保全 事業2,600万円及び電気機械管理事業5,400万円、 こちらの繰越しをお願いしております。

これは、本工事が空調設備を使用しない期間で行う関係で、当初、冷房運転が終わる10月上旬から11月中旬までを工事期間として計画しておりましたが、工事箇所の精査を行ったところ、執務室や廊下など平日の昼間に施工ができない箇所が想定以上に多いことが判明いたしました。そこで計画していた期間約1.5か月では完了が困難であることから、工事期間を暖房運転が終了する来年3月中旬から、冷房運転が開始されます5月下旬、この間に変更したことによるものであります。

続きまして、委員会資料の9ページを御覧く

ださい。

議案第13号「財産の処分について」であります。

こちらは、財産に関する条例第2条の規定によりまして、処分予定価格7,000万円以上、かつ土地面積が2万平方メートル以上の不動産の処分につきまして、議会の議決をお願いするものであります。

1の処分の目的といたしましては、県有財産である元県立都農高等学校を都農町の世代間交流等総合拠点施設、こちらの用地に供するものとして処分するものであります。

2の所在地は、都農町大字川北、3の土地面 積は、4万7,444.75平方メートル、4の処分価 格は、財産に関する条例第4条の規定により、 鑑定評価額の9,384万円から3割以内を減額し た6,596万5,000円、5の売渡し先は、都農町で ございます。

説明は以上です。

〇日高危機管理局長 議案第7号「宮崎県防災 対策推進条例の一部を改正する条例」について 御説明いたします。

議案書では17ページですけれども、委員会資料8ページをお開きください。

宮崎県防災対策推進条例は、平成17年の台風 第14号による甚大な被害を踏まえまして、安心 して生活できる県土づくりを目的としまして、 平成18年9月に本県初の議員発議条例として制 定されたものであります。

まず、1の改正の理由であります。令和3年 5月の災害対策基本法の一部改正におきまして、 市町村が行う避難の勧告に係る文言が削除され、 避難の指示に統一されたことに伴いまして、所 要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容であります。条例第31

条、第32条、第36条第1項及び第40条第2項中、 いずれにも勧告と指示、あるいは避難勧告と避 難指示が併記されているところを、条文から、 勧告または避難勧告の文言を削除することによ りまして、指示または避難指示のみの記述をす るものでございます。

最後に、施行期日ですが、公布の日を予定しております。

説明は以上であります。

- ○西村委員長 執行部の説明が終わりました。議案についての質疑はございませんか。
- ○井上委員 今議会の一般質問の中で、外山委員が生活困窮者への支援についてという項目で、生活保護者が増えたんではないかとの質疑に対して、答弁では13.1%の増であると、もう一つは、福祉保健部長は生活福祉資金を借り受けている人たちが物すごく増えていると言われたんですね。

また総合政策部の第4次みやざき男女共同参画プランの策定の状況において、宮崎県の中の状況ということで、女性たちの状況ということで、多くの女性が非正規雇用で失業したり、家事、子育ての負担が増すなど、女性により大きな影響が現われて、男女参画の課題がより顕在化した状況と言われているわけです。

今回の予算は、国が予算の横投げみたいな、 そういう形だけになっているわけですけれども、 常に言われることは事業者であったり、飲食店 であったりの話がずっと出てくるんです。だか らその予算の中で、生活に困窮しているであろ う人たちのための予算というのは、こういうと きに議論——まずはそこに対する手当みたいな のっていうのは全然上がってこなかったという ことで理解していいんですか。

知事がいつもマスコミにメッセージを送られ

ているんだけれども、やっぱり事業者とか飲食店の方とか、そういう話ばかり出てくると、生活に本当に困っている人たちにとっては、知事は今後どうしていこうとされているのかっていうのなんかも。

事業者向けのメッセージだけが聞こえてしまって、ちょっとそういう意味では、自分たちの生活は見てくれていないんではないかと思われる節もあるので、そのあたりについては、今回の予算を組み立てていくときに、その話は出なかったのか、そのことについての配慮はなかったのか。また、福祉保健部との連携は取ったのかについて教えていただきたいと思います。

〇石田財政課長 今委員から御指摘いただきましたように、今議会の中でも生活保護の関係、 それから生活福祉金等、議論があったところであります。

今回、9月補正予算を編成するに当たりましては、おっしゃったように福祉保健部ともこういった生活支援の関係、社会的に弱い立場に置かれている方への支援というところの必要性について議論を行ったところであります。

当初予算、あるいはこれまでの補正予算の中で、例えばその生活福祉金の貸付金ですとか緊急小口資金等々、そういったところは現状ではそこの部分が今のところ間に合っているといいますか、今の段階では充足しているというところで、必要な方に行き渡るだけの今資金の予算が既定予算の中であるというところで、今回、追加の部分でのお願いはしていないところであります。

ただ、おっしゃったように状況が年間の中で 刻々と変わっていく、また今回の第5波という ところを踏まえて、生活に苦しい方にしわ寄せ がいっているというところもございますので、 引き続き状況をよく分析して、必要に応じて今後の段階でそういった生活福祉資金のさらなる増額ですとか、あるいはそういった社会的に弱い立場に置かれている方に、どういった支援を行っていけるのか、そういったところにしっかり光を当てていくことが重要だと思っておりますので、引き続きそういうところは状況分析するとともに、支援策について検討していきたいと考えております。

○井上委員 そのときに生活福祉資金を借りれば、無利子であったとしても元金は返さないといけないわけですよね。年間で今のところ1万7,000件ぐらいって外山委員に対して答弁をされたんですが、やっぱり今の社会の状況の中で、自殺者が増加しているとか親ガチャとかって言われて、子供たちが未来に対して希望がない社会になりつつあると言われているわけですけれども、やっぱりそういう意味で言うと、そのあたりの配慮というか、本当の意味で経済を回していく、予算をそういうところまでしみ通らせていくということをちゃんと、総務部なのか総合政策部なのか、部全体でも含めてそうですけれども、考えていく必要っていうのがあるんじゃないかと思うんですね。

だから国で見られるような横並びの予算の立て方だけで、宮崎県の人たちの生活の底上げに本当になるのか、その寄り添った形の予算になっているのか。そこでちょっと問題が出てくるのではないかなと思いますので、そこを聞かせていただきたい。

○石田財政課長 2点ございます。まず1点目が、今御指摘ありましたように、その生活福祉資金についても貸与、貸付けといった場合に、早晩その返済が来ると。そういったものが実際にその生活をしていく中で、返さないといけな

いということが逆に生活苦というか、本末転倒 になってはいけないと思います。

そういった中で、例えばその非課税世帯に対する猶予措置であったり、あるいは免除といった、そういった国全体の制度の部分については、しっかり本県の実情を踏まえて、そういった猶予措置ですとか、あるいは免除措置等、要件の緩和ですとか、まさに政策の目的である何とか生活を維持していただくというような目的が達成されるような制度設計が行われるように、しっかり声を上げていくということが一点ございます。

また、2点目といたしまして、御指摘ありましたように、例えば宮崎県の場合、そういった女性が非正規の部分だとかサービス業等に従事されている方が多くて生活困窮の部分があるとすれば、やはり宮崎県の実情に応じた形で生活支援、社会的に弱い立場に置かれている方について、どういう支援ができるかということを実情に応じた形で支援をしていくという視点は大変重要だろうと思っています。

こういった国、それから市町村との役割分担の中で、しっかりそういったところに寄り添って、県としてどのような支援ができるかを引き続きよく検討していきたいと思っております。

○井上委員 やっぱり予算の執行には、政策の立て方と、もう一つは具現化の仕方だと思うんですね。そこがしっかりしていないと、少しも自分たちのために税金が使われたという感覚になれない。安心というところにイコールにならないので、そのあたりをぜひ、もっとメッセージの仕方も明確に、細部にわたってという言い方はおかしいんですけれども、知事は今回の補正の追加分のときにこんなふうにおっしゃっているんですよね。「行動要請等に伴い影響を受け

ている県内全域の事業者に対し、支援金を上乗せして支給するための経費をそれぞれ計上している。」と。そういう言い方だと、本当に生活に困窮している人たちにとってみれば、よそ事になってしまうので、メッセージの仕方も気をつけていただきたいと思うし、そこへの配慮というか、それをやっぱり一言添えていくっていうことが大変重要なんじゃないかと思うんです。

だから予算を単に来た分を有効にというか、 そしてできるだけ国に返さないように使い切っ てほしいという思いもあるので、やっぱりコロ ナでもひもつきなのかっていうふうになってし まうので、知事は別のセクションにもついてお られるわけだから、そこのところがきちんと柔 軟に使えるように、やっぱり予算を有効に使え るようにしていかないと。

今は普通じゃない、災害時だということをみんな言っているわけだから、その災害時らしい予算の使い方と提起の仕方、そしてそれが具現化されるということを私は望みたいと思いますので、そこをしっかりと受け止めていただきたい思っています。

〇石田財政課長 おっしゃったように、我々としても予算をつくるだけじゃなくて、その執行、 それが効果的に最大限費用対効果が発揮されるような形でという責任がございます。そこはしっかりやっていきたいと思います。

また、ちょっと今お話のありました国からの 補助金とかそういったものを横流しというよう な表現が今ありましたが、我々としては、でき るだけ宮崎県のために財源も確保し、それが本 県の実情に応じた形で使われるように、今回も 予算編成を、福祉保健部とか商工観光労働と連 携してやっておりますので、そこはぜひ御理解 をいただきたいと思います。 また、御指摘のありました時々刻々、県内の 状況、人々の生活の状況は変わっていきますの で、そこはもう我々もよくつぶさに見て、必要 なものをまた今後議論をいただきながら進めて いくというスタンスで進めていきたいと思いま す。ありがとうございます。

- 〇井上委員 了解いたしました。
- **〇西村委員長** 議案について、ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 次に、報告事項に関する説明を 求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了し た後にお願いをいたします。

○渡邉行政改革推進室長 常任委員会資料の10 ページをお願いします。

令和2年度内部統制評価報告書について御説 明いたします。

まず、1の内部統制制度の概要でありますが、 この制度は、企業における内部統制の取組の進 展などを受け、新たに導入されたもので、事務 を執行する際のリスクの発生を未然に防止する 取組を行うことで、適正な事務の執行を確保す るものです。

知事及び政令市長に、内部統制に関する方針の策定と体制の整備が義務づけられ、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の審査意見を付して議会に提出し、公表することとされております。

2の令和2年度内部統制評価報告書及び令和 2年度内部統制評価報告書審査意見書につきま しては、14ページ以降の別紙1、2のとおりと なっております。

本日は、これまでの内部統制の取組状況と併せて御説明し、報告書の議会への提出とさせて

いただきます。

まず、3の宮崎県の内部統制に関する方針でありますが、平成31年3月に策定し、同3月の当委員会で報告させていただき、その後、方針に基づき体制の整備に取り組んでまいりました。

- (1)の内部統制の対象事務につきましては、 知事部局の全所属を対象に、必須である財務に 関する事務に加え、適正な管理及び執行を確保 する必要のある事務として、文書・情報の管理 に関する事務を対象としております。
- (2)の内部統制の目的及び取組の視点につきましては、効率的かつ効果的な事務の執行など4つの視点で取り組んでおります。
- (3) に内部統制の推進体制を載せております。実施内容も含め、こちらの図で御説明いた します。

図の一番上にあります知事が内部統制最高責任者に位置づけられており、その左下にある推進部局に副知事をトップとする内部統制推進会議を設置し、全庁的な取組を推進しております。

その下の各部局所属においては、適正な事務 執行を阻害する要因であるリスク及びその発生 を防止、低減する対応策について職員に周知を 行い、各所属においてリスク対応策に基づいて 事務を執行し、内部統制の整備・運用状況につ いて自己点検を実施します。

図右側の評価部局、こちら行政改革推進室になりますが、自己点検結果を取りまとめ、図左下の検証部局、具体的には会計課などに検証を依頼し、評価部局において、内部統制体制及び業務レベルの内部統制について評価を行います。

評価が終わりましたら、図の一番右、下のほうにありますように、監査委員に評価報告書を送付し、審査をしていただきます。そして、その上の矢印、監査委員の審査意見が付された内

部統制評価報告書を議会に提出させていただくものです。

11ページを御覧ください。

4の対象とするリスクでありますが、国のガイドラインで示されたものや過去に実際に本県で発生した事案から、組織として対応する必要性の高いリスクとして、財務に関する事務として57項目、文書の管理・情報の管理に関する事務として16項目の計73項目を選定しております。それぞれのリスクについて、リスク対応策が設定されており、各所属はそれに基づいて事務を執行することとなっております。

次に、5、有効性の評価でありますが、4で 御説明した73項目のリスクについて自己点検を 実施し、不備があれば改善に取り組んでまいり ます。不備が重大な不備に該当する場合、内部 統制が有効に整備、または運用されていないと 判断することとなります。重大な不備に該当す るか否かは、量的重要性及び質的重要性の2つ の視点から総合的に判断します。

次に、12ページをお開きください。

6、内部統制評価結果ですが、重大な不備に 該当する不備は確認されなかったことから、内 部統制はおおむね有効に運用されていると判断 しました。

評価内容として、(1)の内部統制体制の評価 について、6項目を対象として評価を行いました。

下の表にありますように、それぞれの項目に おいて制度が整っており、適正に管理・運用さ れていたり、適切に実施されていることから、 内部統制体制については有効と判断しました。

次に、(2)業務レベルの内部統制の評価について、多くの所属において対応策が適切に実施されていることを確認した結果、内部統制はお

おむね有効に運用されていると判断しました。

しかしながら、申請書の紛失、メールの誤送 信やホームページの誤掲載といった個人情報の 漏えい、備品等の不適切な管理など、特に注意 すべき不備を確認しております。既に再発防止 策を講じていますが、引き続き、より一層の適 切な事務執行が図られますよう取り組む必要が あると考えております。

13ページを御覧ください。

次に、7、監査委員による内部統制評価報告 書の審査ですが、審査結果につきましては、評 価手続及び評価結果に係る記載は、おおむね相 当であるとされました。

今後さらなる内部統制の推進を図る上では、 以下の3つの事項について改善が望まれるとの 意見が付されているところです。これらの御指 摘を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考え ております。

最後に、8、今後の対応ですが、内部統制推 進会議や幹事会を通じて、リスクの未然防止や 再発防止を呼びかけ、各所属においては内部統 制推進員が中心となり内部統制が適切かつ効果 的に機能するよう、制度に係る職員の意識醸成 や理解を深める取組を進めてまいります。

説明は以上でございます。

○鹿島財産総合管理課長 常任委員会資料の20 ページを御覧ください。

宮崎県東京ビルの再整備事業についてであります。

東京ビルにつきましては、老朽化が進んでいること等から再整備を行うこととし、今年3月 にその概要を基本計画として公表いたしました。

現在、この計画に基づきまして事業者公募に 向けた準備を進めており、10月中をめどに公募 開始を予定しておりますことから、その主な内 容につきまして御報告させていただきます。

まず、1の基本計画の概要につきましては、 今年1月の閉会中の総務政策常任委員会で御報 告した内容ではございますけれども、改めて御 説明をさせていただきます。

再整備の方針としましては、(1)基本的な方針にありますとおり、建築可能容積を最大限に用いて再整備を行い、余剰容積に民間施設を導入することにより、県の財政負担の軽減と東京ビルの機能の維持・向上を図ることとしております。

次に、(2)の事業手法を御覧ください。

本事業は、定期借地権方式、県施設所有ですけれども、これにより行いますが、事業の流れにつきましては、まず、対象敷地に一般定期借地権を設定し、事業者に貸し付け、当該事業者が既存ビルの解体と県施設と民間施設とで構成する新ビル建設を行います。

新ビル完成後は、県は県施設部分を買い取り、 県施設部分は県が、民間施設部分は事業者が、 それぞれ維持管理・運営を行います。

事業運営期間終了後は、事業者が建物を解体、 撤去し、更地の状態で県に土地を返還します。

次に、(3)の新ビルの内容を御覧ください。

新ビルは官民合築のビルとなりますが、県施設は、この表にありますとおり、現在の東京ビル内にある施設を維持するとともに、機能を一部充実した形で整備することとしております。

表の右側に整備後の各施設の概要を記載して おりますが、例えば、学生寮の欄につきまして は、現在、男子学生のみ、相部屋、トイレや風 呂が共同となっていますところを、再整備後は、 女子学生も入寮可、個室、室内にはトイレ、シャ ワーブースを設置といたします。

続きまして、事業者の公募について御説明い

たします。

2の事業者の公募を御覧ください。事業者の 募集・選定につきましては、幅広く提案を募り、 その内容や技術力、経営能力等により決定する 公募型プロポーザル方式で行うこととしており ます。

21ページを御覧ください。

(2) の募集要項等の重点事項でございます けれども、今回、公募条件を設定する上で、特 に重きを置いた点を4つの視点に分けて御説明 いたします。

まず、アの魅力的な施設の提案を得るための 工夫でございます。

(ア)の県の施設につきましては、要求水準書において最低限満たすべき条件を示した上で、県民からのニーズが高い学生寮やフロンティアオフィス、これにつきましては機能の充実を図る観点から、長期使用に耐えるための耐久性、セキュリティーのほか、学生寮における男女比の変動など、将来の変化に対応できる柔軟性等の工夫について提案を求めます。

(イ)の民間施設につきましては、立地環境 や合築となる点を踏まえた禁止用途の限定列挙 など、必要最小限の制約を課した上で、事業者 の参加意欲を促すため、自由提案とします。

次に、イの県としての経費負担を抑える工夫 でございます。

1つ目の事業者が県に支払う借地料につきましては、県が事業者に支払う既存施設の解体費、 それと新施設の購入費の合計額を上回る金額の 提案を求めます。

2つ目の事業運営期間につきましては、50年 以上70年以内で提案を求めます。

3つ目の事業運営期間の維持管理コストを抑 えること、こちらにつきましては、効率的で運 用しやすい施設の具体的な工夫、例えば更新し やすい設備の導入について提案を求めます。

次に、ウの将来にわたり県有資産として適切 に管理するための工夫でございます。

民間施設につきましては、所有権が個人に分散されるなど、借地契約満了後の土地の返還に支障となるおそれがある提案は認めないこととします。また、定期借地権の譲渡等につきましては、事前に県の承認が必要、5年間の譲渡禁止など一定の制限を設けることとします。

次に、エの県内企業等への経済波及効果を生むための工夫でございます。

県内企業の参加、県産材の使用など、本事業において県勢発展に資する具体的な提案がなされている場合には、事業者選定の審査において評価することとします。

最後に、3の今後の主なスケジュールについ てであります。

現時点での予定ではございますが、今年10月 に公募を開始、その後、審査委員会による審査 等を経て、来年6月に優先交渉権者の決定と公 表、来年度中に事業契約の締結、令和5年度か ら解体・建設を行う予定としております。

施工スケジュールにつきましては、これからの提案内容にもよりますけれども、現時点で、 令和8年度中の供用開始を予定しております。

なお、詳細につきましては、最後のほうについております別添資料、A3版の募集要項案及び要求水準書案に概要を記載しておりますので、後ほど御確認をお願いしたいと思います。

説明は以上です。

○西村委員長 執行部の説明の途中ですけれど も、感染予防のための換気の時間を取りたいと 思います。暫時休憩いたします。

午後3時24分休憩

午後3時28分再開

- 〇西村委員長 委員会を再開します。
- **〇日高危機管理局長** 委員会資料の22ページを お願いいたします。

F-35Bの新田原基地への配備について御報告をいたします。

1のこれまでの経緯でございますが、7月15日に、国から周辺市町及び県に対しまして、新田原基地への配備が最適と判断したとの説明がございました。

その後、7月26日から30日までにかけまして、 国からの説明の中で明示されなかった事項等に つきまして、新富町、西都市及び県から質問書 を提出いたしまして、それぞれ回答を得たとこ ろであります。

8月2日には、新田原基地周辺協議会が開催され、5日に同協議会が防衛大臣に要望活動を行いまして、17日には九州防衛局長から各市町に対しまして、要望を受けての国側の提案等について説明がなされ、県にも報告があったところでございます。

2の新田原基地周辺協議会による防衛省要望の概要についてであります。

8月5日に、小嶋新富町長と橋田西都市長の 2人が防衛大臣に対しまして、F-35B配備に 関し、住環境の確保や騒音対策をはじめとする 基地周辺対策について要望を行いまして、防衛 大臣からは、(2)の下線部にありますとおり、 新田原基地は、防空能力の強化を図る上で非常 に重要な施設であると考えていること、今後も 引き続き配備の必要性について、防衛局を通じ て丁寧に説明していくこと、要望についてはしっ かりと受け止め、少しでも住民の不安解消や負 担軽減に資するべく、適切に対応していくこと 等の発言があったところでございます。

3の大臣発言を踏まえた九州防衛局の説明の概要についてでありますが、8月17日に関係市町に対しまして、九州防衛局長から対応策の提案や説明があった内容になります。

まず、1の安心・安全対策につきましては、 防衛省としては、機体の安全性等については米 軍にも確認の上、導入を決定していること、そ の運用については、徹底した教育訓練、整備・ 点検を実施し、安全性に十分留意するとの説明 がございました。

2の騒音対策につきましては、新たに1個飛行体が配備されることに伴い、飛行回数が相当程度増加することを踏まえまして、基地周辺の騒音の影響が特に大きい場所において、緊急・先行的な措置を検討する旨の提案がありました。

提案の内容は、23ページの表を御覧ください。

現在、国が負担する住宅の防音工事の対象区域は、平成5年7月1日及び平成15年8月29日に告示されておりまして、表の1列目になりますけれども、平成5年の告示の前に建築された、うるささ指数でありますW値が75以上の全ての住宅と、真ん中の列の一番下の行に三角と米印で表示しております、平成15年の告示以前に建築されたW値が85以上で、かつ高齢者等が居住する住宅が対象とされておりまして、全体で約1万4,000世帯が対象となっております。

今回の提案では、太線枠の中に矢印と丸で表示しておりますが、平成15年の告示までに建築されたW値80以上の住宅を全て対象にするというものでありまして、おおよそ1,500世帯が新たに対象となる見込みとのことでございます。

(3) の地域振興につきましては、自治体ご とに状況も異なりますことから、今後行われる 各自治体の要望に適切に対応していくというこ とでございました。

(4)の情報提供につきましては、4月以降、情報提供の在り方について改善を求められてきたこともありまして、今後、関係自治体に対して丁寧な説明や速やかな情報提供を行うということでございました。

以上、4点について説明・提案があったところでございます。

最後に、4の今後の対応についてであります。 現在、国からあった提案を踏まえまして、周 辺自治体において、その取扱い等について議論 ・検討が行われているところではございます。

県としましては、まずは地元住民の受け止め 等を見極めながら、周辺市町とも十分に連携し ながら、周辺市町の要望等に十分に配慮いただ くこと、それと県民の不安を解消できるよう7 月の当委員会での御意見も踏まえ、基地の将来 像を明示することや具体的な安全確保策を講じ ることなどについて、引き続き国に対して要望 してまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。 その他報告事項についての質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 その他で何かございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 それでは、以上をもちまして総務部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時48分休憩

午後3時52分再開

〇西村委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてでありますが、委員会日程の最終日に行うこととなっておりますので、21日に行いたいと思います。

開会時刻は、午後1時から行いたいと思いま すがよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇西村委員長 それでは、そのように決定いた します。

その他で何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 何もないようでしたら、本日の 委員会を終了したいと思います。よろしいでしょ うか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。お疲れさまでした。

午後3時53分散会

令和3年9月21日(火曜日)

午後1時26分再開

出席委員(8人)

委	員		長	西	村		賢
副	委	員	長	安	田	厚	生
委			員	星	原		透
委			員	中	野	_	則
委			員	外	Щ		衛
委			員	田		雄	$\vec{-}$
委			員	井	上	紀代子	
委			員	义	師	博	規

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

事務局職員出席者

 議事課主査 増本雄一

 議事課主事 山本 聡

○西村委員長 それでは、委員会を再開をいた します。

議案の採決を行いますが、採決の前に、賛否を含め、御意見をお願いをしたいと思います。 特段、何かなければ。

それでは、採決を行いますが、採決につきま しては、議案ごともしくは一括、どちらがよろ しいでしょうか。

[「一括」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 それでは、一括で採決をしたい と思います。

それでは、議案第1号、第4号、第5号、第6号、第7号、第10号、第11号、第13号及び第26号につきましては、原案のとおり可決すること

に御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 異議なしと認めます。よって、 議案第1号、第4号、第5号、第6号、第7号、 第10号、第11号、第13号及び第26号につきまし ては原案のとおり可決するものと決定をいたし ました。

次に、請願についての取扱いであります。

請願第9号についてでありますが、この請願の取扱いについて、御意見をお願いいたします。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、継続との御意見がありました。

それでは、お諮りしたいと思います。請願第 9号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を 求めます。

〔賛成者挙手〕

○西村委員長 挙手多数。よって、請願第9号は継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御意見 等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

午後1時1分再開

〇西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副 委員長に御一任いただくことで御異議ありませ んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査について、お諮りい たします。

総合政策及び行財政対策に関する調査につい いたします。お疲れさまでした。 ては継続調査としたいと思いますが、御異議あ りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 御異議ありませんので、この旨 を議長に申し出ることといたします。

次に、11月1日月曜日に閉会中の委員会が予 定されておりますが、御意見を伺いたいと思い ます。

暫時休憩いたします。

午後1時2分休憩

午後1時3分再開

〇西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、11月1日の閉会中の委員会につい ては、委員会を開催することで御異議ございま せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇西村委員長 それでは、そのようにいたしま す。

次に、県外調査についてでありますが、暫時 休憩をいたします。

午後1時3分休憩

午後1時7分再開

〇西村委員長 それでは、委員会を再開いたし ます。

県外調査につきましては、協議内容のとおり、 実施する方向でよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇西村委員長 それでは、そのようにいたしま す。その他で何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇西村委員長 それでは、以上で委員会を終了

午後1時8分閉会

署名

総務政策常任委員会委員長 西村 賢